

## 区役所処務規程沿革

---

明治32年8月7日(東京市訓令甲第29号)  
明治33年8月16日(東京市訓令甲第40号)  
明治33年9月21日(東京市訓令甲第49号)  
明治38年8月3日(東京市訓令甲第39号)  
明治39年7月4日(東京市訓令甲第21号)  
明治39年10月13日(東京市訓令甲第37号)  
大正3年12月23日(東京市訓令甲第34号)  
大正9年3月31日(東京市訓令甲第10号)  
大正10年4月1日(東京市訓令甲第4号)  
大正10年6月23日(東京市訓令甲第31号)  
昭和2年11月28日(東京市訓令甲第64号)  
昭和5年7月25日(東京市訓令甲第40号)  
昭和6年11月6日(東京市訓令甲第72号)  
昭和7年10月1日(東京市訓令甲第66号)  
昭和8年8月29日(東京市訓令甲第56号)  
昭和8年11月1日(東京市訓令甲第72号)  
昭和8年11月14日(東京市訓令甲第74号)  
昭和8年12月1日(東京市訓令甲第79号)  
昭和9年1月23日(東京市訓令甲第6号)  
昭和9年3月8日(東京市訓令甲第21号)  
昭和9年3月24日(東京市訓令甲第25号)  
昭和9年9月8日(東京市訓令甲第75号)  
昭和9年10月29日(東京市訓令甲第93号)  
昭和10年4月5日(東京市訓令甲第19号)  
昭和11年5月6日(東京市訓令甲第47号)  
昭和11年10月1日(東京市訓令甲第87号)  
昭和12年6月7日(東京市訓令甲第58号)  
昭和12年8月7日(東京市訓令甲第70号)  
昭和12年11月17日(東京市訓令甲第94号)  
昭和13年1月12日(東京市訓令甲第2号)  
昭和13年5月13日(東京市訓令甲第56号)  
昭和13年12月28日(東京市訓令甲第160号)  
昭和14年7月6日(東京市訓令甲第91号)

昭和14年7月31日(東京市訓令甲第104号)  
昭和15年5月13日(東京市訓令甲第46号)  
昭和15年8月17日(東京市訓令甲第94号)  
昭和15年10月5日(東京市訓令甲第121号)  
昭和16年4月1日(東京市訓令甲第28号)  
昭和16年4月1日(東京市訓令甲第30号)  
昭和16年5月26日(東京市訓令甲第71号)  
昭和16年7月23日(東京市訓令甲第107号)  
昭和16年10月1日(東京市訓令甲第144号)  
昭和17年4月1日(東京市訓令甲第29号)  
昭和17年9月3日(東京市訓令甲第109号)  
昭和17年11月28日(東京市訓令甲第160号)  
昭和17年12月5日(東京市訓令甲第166号)  
**昭和18年7月1日(東京都訓令甲第16号)東京都区役所処務規程制定**  
昭和18年11月1日(東京都訓令甲第187号)  
昭和18年12月23日(東京都訓令甲第222号)  
昭和19年4月1日(東京都訓令甲第63号)  
**昭和19年4月27日(東京都訓令甲第92号)東京都区役所支所規程制定**  
昭和19年5月1日(東京都訓令甲第94号)  
昭和19年10月24日(東京都訓令甲第213号)  
昭和19年10月24日(東京都訓令甲第214号)区役所支所規程  
昭和20年6月8日(東京都訓令甲第74号)  
昭和20年6月8日(東京都訓令甲第75号)  
昭和20年9月1日(東京都訓令甲第110号)  
昭和20年9月10日(東京都訓令甲第116号)  
昭和20年9月10日(東京都訓令甲第117号)  
昭和20年9月25日(東京都訓令甲第124号)区役所支所規程  
昭和20年10月29日(東京都訓令甲第143号)  
昭和20年10月29日(東京都訓令甲第144号)区役所支所規程  
昭和21年3月30日(東京都訓令甲第56号)  
昭和21年3月30日(東京都訓令甲第57号)区役所支所規程  
昭和21年5月9日(東京都訓令甲第107号)区役所処務規程、区役所支所規程  
昭和21年6月19日(東京都訓令甲第143号)区役所処務規程、区役所支所規程  
昭和21年8月1日(東京都訓令甲第178号)区役所処務規程、区役所支所規程

---

---

明治 32 年 8 月 7 日

東京市訓令 甲第 29 号

区役所処務規程制定 ( 8 月 15 日より施行 )

東京市区役所処務規程

第一章

第一条 区役所ニ庶務戸籍兵事衛生稅務出納ノ六掛ヲ置キ  
掛長及掛員若干名ヲシテ各其事務ヲ掌理セシム但事務ノ  
種類ニ依リ区长ニ於テ特ニ委員又ハ主務ヲ定メテ之ヲ掌  
理セシムルコトヲ得

第二条 各掛ニ於テ掌理スヘキ事務ノ項目左ノ如シ

庶務掛

- 一 議員其他選挙ニ関スル事
- 一 区会其他ノ会議ニ関スル事
- 一 区費ノ予算区有財産学校基本財産及营造物ニ関スル事
- 一 学校幼稚園及其職員ニ関スル事
- 一 学齡児童ノ就学及学事奨励ニ関スル事
- 一 学務委員及学校医ニ関スル事
- 一 学事ニ属スル諸願届ニ関スル事
- 一 褒賞ニ関スル事
- 一 海外旅券願ニ関スル事
- 一 移住民ニ関スル事
- 一 公園ニ関スル事
- 一 社寺ニ関スル事
- 一 農工商業ニ関スル事
- 一 会社組合取引所等ニ関スル事
- 一 度量衡ニ関スル事
- 一 統計ニ関スル事
- 一 行旅病者行旅死亡人変死人及遺児棄児迷児ニ関スル事
- 一 土木事業ニ関スル事
- 一 道路橋梁ノ掃除及撒水除雪ニ関スル事
- 一 濟民恤救ニ関スル事
- 一 災害ニ関スル事
- 一 浦役場ノ事務及漂流物ニ関スル事

- 一 区長印及所印管守ニ関スル事
- 一 区吏員ノ進退及宿直ニ関スル事
- 一 文書ノ收受及編纂保存ニ関スル事
- 一 諸証明ニ関スル事
- 一 他掛ノ主管ニ属セサル事件ニ関スル事

#### 戸籍掛

- 一 戸籍ニ関スル事
- 一 身分ニ関スル事
- 一 寄留者ニ関スル事
- 一 統計小票及戸口調査ニ関スル事
- 一 文官恩給及扶助ニ関スル事
- 一 埋葬認可証ニ関スル事
- 一 印鑑届ニ関スル事
- 一 戸籍吏職印及役場印管守ニ関スル事
- 一 諸証明ニ関スル事

#### 兵事課

- 一 徴兵及志願兵ニ関スル事
- 一 陸海軍諸召集ニ関スル事
- 一 陸海軍諸生徒ニ関スル事
- 一 徴発ニ関スル事
- 一 在郷兵及国民兵ニ関スル事
- 一 軍人軍属恩給扶助及賞勲其他身分ニ関スル事

#### 衛生掛

- 一 伝染病地方病獣畜伝染病及種痘ニ関スル事
- 一 清潔方法及予防消毒方法ニ関スル事
- 一 市医及病院産院ニ関スル事
- 一 売薬及売薬部外品ニ関スル事
- 一 医師薬剤師産婆薬種商及針灸治等ニ関スル事
- 一 墓地火葬場ニ関スル事
- 一 溝渠井戸及便所等掃除浚渫ニ関スル事
- 一 解剖及胎児保存願ニ関スル事
- 一 窮民救療ニ関スル事

#### 税務掛

- 一 諸税金等ノ賦課ニ関スル事
- 一 土地建物及船車ニ関スル事
- 一 共葬墓地使用ニ関スル事

- 一 諸營業ノ願届ニ関スル事
- 一 諸税ノ滞納処分ニ関スル事
- 一 徴発令ニ依ル費用弁償ニ関スル事
- 一 諸証明ニ関スル事

出納掛

- 一 諸税金等ノ収入及所費区費ノ出納決算ニ関スル事
- 一 陸海軍人召集諸費出納ニ関スル事
- 一 諸物品ノ購入出納及保管ニ関スル事
- 一 諸貸下金ニ関スル事
- 一 公金取扱所預金ニ関スル事
- 一 区長収支ノ印管守ニ関スル事
- 一 所内営繕ニ関スル事
- 一 所中取締及使丁ノ進退ニ関スル事

第三条 掛長掛員及事務ノ分担ハ区長之ヲ命ス

第四条 掛長ハ担当事務ノ責ニ任ス

第五条 掛員ハ常ニ担当ノ事務ニ従事スト雖モ場合ニヨリ  
区長又ハ掛長ノ指揮アルトキハ臨時担当外ノ事務ヲ補助  
スヘシ

第六条 掛長事故アルトキハ次席掛員其事務ヲ代理ス

第二章 文書收受

第七条 区役所ニ到達ノ文書ハ總テ庶務掛長ニ於テ收受シ  
左ノ各号ニ依テ取扱フヘシ但戸籍役場ニ関スルモノハ此  
限ニアラス

- 一 文書ハ直ニ開封シ其発議ニ対スル回答照会等ノモ  
ノハ発議文書簿ニ其他ハ文書收受簿ニ登録シ本書  
ニ收受月日及番号ヲ記シ区長ノ閲覽ヲ經テ之ヲ主  
務掛長ニ送付スヘシ  
但本人又ハ使者持参ノ願届書ハ直ニ主務掛長ニ  
於テ收受シ收受簿ニ登録シテ各主任ニ配付スヘ  
シ

二 親展文書ハ封緘ノ儘文書收受簿ニ登録シ直ニ区長  
ニ差出スヘシ

三 現金 金券 添付ノ文書ハ收受簿ニ登録シ 現金 金券 ハ直ニ出納掛  
長ニ送付シ来書紙端ニ現金又ハ金券添ノ印ヲ捺シ  
本条第一号ノ手續ヲ為スヘシ

四 電信ヲ受ケタルトキハ他ノ文書ニ先夕チ本条第一

号ノ手續ヲ為シ其親展ニ係ルモノハ直ニ区長ニ差  
 出スヘシ  
 五 二掛以上ニ交渉ノ文書ハ關係ノ重キ掛ニ回付シ其  
 掛分明ナラサルトキハ区長ノ指揮ヲ受クヘシ  
 六 訓令指令等区長ノ一覽ヲ經タル後之ヲ主務掛長ニ  
 回付シ本書ハ庶務掛ニ於テ之ヲ保存スヘシ  
 第三章 文書處理  
 第八條 文書ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク処分按ヲ起  
 草シ之ヲ回議ニ附シ其回覽ニ止マルモノハ直ニ区長ノ一  
 覽ニ差出スヘシ  
 第九條 諸證明及奧書奧印等ヲ与フルモノハ起案回議手續  
 ヲ省キ奧書奧印證明割印簿ニ其摘要年月日及姓名ヲ記入  
 シ区長ノ認印ヲ受クヘシ  
 第十條 合議ヲ受ケタル文書ニシテ決裁後再回ヲ要スルモ  
 ノハ掛名ノ上部ニ(要再回)ノ印ヲ捺スベシ再回一覽濟  
 ハ(要再回)ノ下部ニ認印シテ主任者ニ返付スヘシ  
 第十一條 事務處理上合議ヲ要スルモノニシテ彼此意見ヲ  
 異ニスルトキハ面議商量シ尚ホ決セサルトキハ直ニ区長  
 ニ面陳シテ決裁ヲ請フヘシ  
 第十二條 完結文書ハ毎月末日ニ於テ庶務掛ニ引継キ回議  
 番号簿ニ受領ノ印ヲ受クヘシ  
 第四章 文書發送  
 第十三條 發送スベキ文書ハ庶務掛ニ於テ淨書校合シ本書  
 ニ番号ヲ付シ捺印ノ上封緘ヲナシ送達簿ニ登録シ出納掛  
 ニ回付シ同掛ニ於テハ遲滞ナク使送若クハ郵送簿ニ記入  
 シ之ヲ發送スヘシ  
 第十四條 指令書證明書鑑札等ノ類ニシテ直ニ本人ニ附与  
 スヘキモノハ其掛ニ於テ交付簿ニ其摘要年月日及姓名ヲ  
 記入シテ領取印ヲ徴シ置クヘシ  
 第五章 文書編纂保存  
 第十五條 庶務掛ニ於テ完結文書ヲ受継キタルトキハ其類  
 別ニ從ヒ逐次編纂シ其簿冊ノ首ニ索引目錄ヲ付シテ保存  
 スヘシ但文書保存ノ規定ハ別ニ之ヲ定ム  
 第六章 服務心得  
 第十六條 各員出勤シタルトキハ直チニ出勤簿ニ捺印スヘ  
 シ若シ疾病事故ノ為メ出勤スルコト能ハサルトキハ出勤

時限迄ニ事由ヲ記載シタル届書ヲ差出スヘシ  
 但疾病ノ為メ欠勤十五日ニ至ルトキハ医師ノ診断書ヲ添  
 へ届出ツヘシ爾後十五日ヲ過ル毎ニ亦同シ  
 第十七条 各員出勤時限ニ遅参シ又ハ時限前ニ退出セント  
 スルトキハ其旨届出スヘシ  
 第十八条 各員忌服ニアタリタルトキハ定式ノ日数ヲ記シ  
 タル届書ヲ差出スヘシ又父母ノ祭日ニ相当シ出勤セサル  
 トキハ前日ニ其旨届出ツヘシ  
 第十九条 各員退庁ノトキハ相当ノ事務ニ属スル書類物品  
 等遺漏ナク収蔵シ散逸セサル様注意スヘシ  
 第二十条 各員転任又ハ解職ノトキハ其相当ノ事務ニシテ  
 未夕結了セサルモノハ目録書ヲ添へ掛長ニ差出スヘシ掛  
 長ハ書類目録ヲ照査シ区長ノ閲覽ヲ経ヘシ  
 第二十一条 左ノ場合ニ於テハ直ニ区役所ニ出頭シ区長ノ  
 指揮ヲ受クヘシ  
 一 兵員ノ召集馬匹其他徵発ノ令達アリタルヲ聞知シ  
 タルトキ  
 二 区役所近傍ニ出火アリタルトキ其他非常異変ノ生  
 シタルトキ  
 第七章 宿直心得  
 第二十二条 宿直ハ書記雇員ヲ以テ之ニ充ツ(書記名ハ  
 必ス之ニ充ツルヲ要ス)其輪番順序ハ平日ト休日トニ区  
 別シ庶務掛ニ於テ予メ之ヲ定メ当番者ニ通知スヘシ但衛  
 生掛員ノ宿直ハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依ル  
 第二十三条 宿直ハ退庁時限ヨリ翌日出勤時限迄休日ハ出  
 勤時限ヨリ翌日出勤時限迄ヲ以テ勤務ノ時間トス  
 第二十四条 宿直ハ文書ヲ收受シ又ハ発送シ使丁ヲ監督シ  
 テ区役所内外ノ取締ヲ為シ非常異変ノ場合ニハ臨機ノ措  
 置ヲ為スヘシ  
 第二十五条 宿直員ハ当番中ノ一切ノ事件ヲ当直日誌ニ登  
 録スヘシ又收受ノ文書中至急ヲ要スルモノハ直ニ区長若  
 クハ主務掛長ニ使送スヘシ  
 第二十六条 宿直員ハ文書收受発送ニ付テハ第二章第四章  
 ノ規定ヲ準用ス  
 第二十七条 現金又ハ金券ヲ收受シタルトキハ嚴重ニ管守  
 シ翌日出納掛長ニ引継クヘシ

第二十八条 兵員ノ召集又ハ徵発ノ令達アリタルトキハ其令達ノ封筒受領ノ区画ニ受領シタル者ノ氏名及日時分ヲ記入シ当直印ヲ捺シテ之レヲ返付シ直ニ区長及兵事掛長ニ急報シ又之レト同時ニ非番使丁ヲ召喚スヘシ且令達受領ノ日時分ハ必ス当直日誌ニ記載シ置クヘシ

第二十九条 区内ニ火災アルトキハ直ニ市役所ニ報告スヘシ

附 則

第三十条 区長ハ事務整理ノ為メ市参事会ノ認可ヲ經テ処務細則ヲ設クルコトヲ得

第三十一条 文書取扱ニ関シ直ニ本規程ニ拠リ難キ特別ノ事情アルモノハ市参事会ノ認可ヲ得テ当分ノ内慣行ニ従フコトヲ得

明治33年8月16日

東京市訓令甲第40号

区役所処務規程中改正

訓令原本が失われているが、改正の内容は以下のとおりである。

第二条 庶務掛掌理事項に左の事項を追加

- 一 市区改正ニ関スル事

明治33年9月21日

東京市訓令甲第49号

区役所処務規程中改正

訓令原本が失われているが、改正の内容は以下のとおりである。

第二条 庶務掛掌理事項に「一 道路橋梁ノ掃除及撒水除雪ニ関スル事」の「及撒水除雪」の五字を削除

同条 衛生掛掌理事項に左の四項を追加

- 一 精神病監護ニ関スル事
- 一 衛生組合及伝染病予防委員ニ関スル事
- 一 死体検案ニ関スル事
- 一 撒水除雪ニ関スル事



明治 38 年 8 月 3 日  
東京市訓令甲第 39 号  
区役所庶務規程中改正

東京市区役所処務規程第二条 稅務掛ニ於テ掌理スベキ事務  
項目中へ左ノ一項ヲ追加ス  
一 水道給水ニ關スル事

明治 39 年 7 月 4 日  
東京市訓令甲第 21 号  
区役所処務規程中改正

第一条中「出納ノ六掛ヲ」トアルヲ「出納水道ノ七掛ヲ」  
ト改ム  
第二条 稅務掛掌理事務項目中「水道給水ニ關スル事」ヲ削  
り出納掛掌理事務項目ノ次ニ左ノ通追加ス  
水道掛  
一 水道給水ニ關スル事  
一 水道諸料金及工費其他徴収並ニ下戻ニ關スル事  
一 水道諸料金滞納処分ニ關スル事  
一 水道ノ保護取締ニ關スル事

明治 39 年 10 月 13 日  
東京市訓令甲第 37 号  
区役所処務規程中改正

第一条中「出納」ヲ「會計」ト改ム  
第二条中「出納掛」ヲ「會計掛」ト改ム  
第七条第十三条及第二十七条中「出納掛長」ヲ「會計掛長」  
ト改ム

大正 3 年 12 月 23 日  
東京市訓令甲第 34 号  
区役所処務規程中改正

## 第一章 総 則

- 第一条 区役所ニ庶務、戸籍、衛生、税務、会計ノ五掛ヲ置キ事務ヲ分担セシム但区长ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ別ニ委員又ハ主務ヲ置キ処理セシムルコトアルヘシ
- 第二条 各掛ニ掛長一名及掛員若干名ヲ置ク
- 第三条 掛長ハ区长ノ命ヲ承ケ掛員ヲ監督ス
- 第四条 掛員事務ノ分担ハ掛長之ヲ定ム
- 第五条 掛長事故アルトキハ上席掛員其事務ヲ代理ス
- 第六条 各掛ニ於テ掌理スヘキ事務ノ概目左ノ如シ

### 庶務掛

- 一 議員其他ノ選挙ニ関スル事
- 一 区会其他ノ会議ニ関スル事
- 一 区費ノ予算、区有財産及营造物ニ関スル事
- 一 学事ニ関スル事
- 一 褒賞ニ関スル事
- 一 海外旅券及移住民ニ関スル事
- 一 公園ニ関スル事
- 一 社寺ニ関スル事
- 一 兵事ニ関スル事
- 一 農工商事ニ関スル事
- 一 度量衡ニ関スル事
- 一 統計ニ関スル事
- 一 恤救及精神病者監護ニ関スル事
- 一 災害ニ関スル事
- 一 漂流物ニ関スル事
- 一 市区改正ニ関スル事
- 一 区长職印及所印管守ニ関スル事
- 一 吏員及雇員ノ進退身分及服務ニ関スル事
- 一 他掛ノ主管ニ属セサル事

### 戸籍掛

- 一 戸籍ニ関スル事
- 一 身分ニ関スル事
- 一 寄留者ニ関スル事
- 一 統計小票及戸口調査ニ関スル事
- 一 埋葬認可ニ関スル事
- 一 印鑑ニ関スル事

一 官吏ノ恩給扶助料及賞勲等ニ関スル事

衛生掛

一 伝染病地方病ノ予防救治及消毒ニ関スル事

一 清潔方法ニ関スル事

一 病院及薬品等ニ関スル事

一 医師薬剤師産婆及針灸治等ニ関スル事

一 墓地火葬場ニ関スル事

一 道路、橋梁、溝渠、井戸、便所等ノ掃除浚渫ニ関スル事

一 汚物掃除ニ関スル事

一 解剖及胎児保存願ニ関スル事

一 死体検案ニ関スル事

一 衛生組合及伝染病予防委員ニ関スル事

一 撒水除雪ニ関スル事

一 給水其他上水道ニ関スル事

一 水道諸料金及工費其他ノ徴収並ニ下戻及滞納処分ニ関スル事

一 水道給水規則違背者処分ニ関スル事

一 其他衛生水道ニ関スル事

税務掛

一 諸税金等ノ賦課ニ関スル事

一 土地建物及船車ニ関スル事

一 共葬墓地使用ニ関スル事

一 諸営業ニ関スル事

一 徴収金ノ滞納処分ニ関スル事

会計掛

一 収入支出ニ関スル事

一 決算ニ関スル事

一 物品ノ購買売却修繕及出納保管ニ関スル事

一 担保ノ保管ニ関スル事

一 諸貸下金ニ関スル事

一 公金取扱所ニ関スル事

一 収支ニ関スル区长職印保管ニ関スル事

一 所内営繕ニ関スル事

一 所中取締及使丁ニ関スル事

第二十八条中「兵事掛長」ヲ「庶務掛長」ニ改ム

第三十条及第三十一条中「市参事会」ヲ「市長」ニ改ム

大正9年3月31日

東京市訓令甲第10号

区役所処務規程中改正（4月1日より施行）

第六条衛生掛分掌事項中ノ左ノ事項及「一 其他衛生水道  
ニ関スル事」ノ内「水道」ノ二字ヲ削ル

- 一 給水其他上水道ニ関スル事
- 一 水道諸料金及工費其他ノ徴収並下戻及滞納処分ニ  
関スル事
- 一 水道給水規則違背者処分ニ関スル事

大正10年4月1日

東京市訓令甲第4号

区役所処務規程中改正

第六条中

「衛生掛」ヲ「衛生  
道路掛」ニ改メ同掛掌理事項中「一 撒水  
除雪ニ関スル事」ノ次ニ左ノ事項ヲ加ヘ「一 其他衛生  
ニ関スル事」ノ内「衛生」ノ下ニ「道路」ノ二字ヲ加フ

- 一 道路及橋梁、溝渠其他道路附属物ノ管理及維持、  
修繕ニ関スル事

稅務掛掌理事項ニ左ノ事項ヲ加フ

- 一 道路占用料及工費徴収ニ関スル事

會計掛掌理事項ニ左ノ事項ヲ加フ

- 一 入札保証金ノ取扱ニ関スル事

大正10年6月23日

東京市訓令甲第31号

区役所処務規程中改正

第二十二條 宿直ハ書記、技手、書記補及雇員ノ中ヲ以テ  
之ニ充ツ但シ書記又ハ書記補一名ハ必ス之ニ充ツルコト  
ヲ要ス

宿直ノ輪番順序ハ平日ト休日トニ區別シ庶務掛ニ於テ予

メ之ヲ定メ当番者ニ通知スヘシ

昭和2年11月28日

東京市訓令甲第64号

区役所処務規程改正（昭和3年1月1日より施行）

区役所処務規程

第一章 總則

第一条 区役所ニ左ノ五課十五係ヲ置ク

庶務課

庶務係

教育係

選挙係

戸籍課

本籍係

寄留係

兵事係

衛生道路課

衛生係

道路係

稅務課

國稅係

家屋稅係

營業稅雜種稅係

滯納整理係

會計課

収納係

支払係

用度係

區長ハ市長ノ承認ヲ受ケ前項ノ係ノ外ニ必要ナル係ヲ設

ケ又ハ前項ノ係中或ル係ヲ設ケサルコトヲ得

前二項ノ外區長ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ別ニ委員

又ハ主務ヲ置キ事務ヲ処理セシムルコトヲ得

第二条 課ニ課長ヲ置キ區長之ヲ命ス

課長ハ區長ノ命ヲ承ケ其ノ課ノ事務ヲ掌理シ課員ヲ指揮

監督ス

第三条 課ノ係ニ主任ヲ置キ区长之ヲ命ス

第四条 課員事務ノ分担ハ課長之ヲ定ム

第五条 課長事故アルトキハ上席課員之ヲ代理ス

## 第二章 事務分掌

第六条 各課係事務分掌ノ概目左ノ如シ

### 庶務課

#### 庶務係

- 一、 区长職印及所印ノ管守ニ関スル事項
- 一、 職員ノ進退身分及服務ニ関スル事項
- 一、 文書ノ受発ニ関スル事項
- 一、 区会其ノ他会議ニ関スル事項
- 一、 賞勲、褒賞ニ関スル事項
- 一、 移住民ニ関スル事項
- 一、 社寺教会所、説教所ニ関スル事項
- 一、 勸業ニ関スル事項
- 一、 統計ニ関スル事項
- 一、 恤救及精神病者監護ニ関スル事項
- 一、 災害及漂流物ニ関スル事項
- 一、 都市計画ニ関スル事項
- 一、 町会ニ関スル事項
- 一、 宿直ニ関スル事項
- 一、 他課係ノ主管ニ属セサル事項

#### 教育係

- 一、 区ノ予算ニ関スル事項
- 一、 区有財産及营造物ノ管理ニ関スル事項
- 一、 学事ニ関スル事項
- 一、 社会教育ニ関スル事項

#### 選挙係

- 一、 各種選挙ニ関スル事項
- 一、 陪審員候補者ニ関スル事項

### 戸籍課

#### 本籍係

- 一、 戸籍ニ関スル事項
- 一、 埋葬認可ニ関スル事項
- 一、 身分、印鑑、恩給、扶助料及其ノ他ノ証明ニ関スル事項

寄留係

- 一、寄留ニ関スル事項
- 一、統計小票ニ関スル事項

兵事係

- 一、兵事ニ関スル事項
- 一、在郷軍人ニ関スル事項

衛生道路課

衛生係

- 一、伝染病予防及消毒ニ関スル事項
- 一、清潔方法施行ニ関スル事項
- 一、汚物掃除ニ関スル事項
- 一、病院、医員、医師、薬剤師、産婆、看護婦及針灸治ニ関スル事項
- 一、墓場、火葬場ニ関スル事項
- 一、解剖及胎児保存願ニ関スル事項
- 一、衛生組合ニ関スル事項

道路係

- 一、道路又ハ其ノ附属物（橋梁ヲ除ク）ニ関スル自費修繕工事出願ノ処分監督ニ関スル事項
- 一、左ノ道路占用処分ニ関スル事項
  - イ 街灯建設ノ為路端又ハ歩道ノ車道側ヲ占用セシムルコト
  - ロ 道路ニ出入スヘキ道路ヲ設クルカ為路端側溝又ハ街渠上ヲ占用セシムルコト
  - ハ 標灯又ハ看板ノ類ヲ路面上ニ、四二米以上（八尺以上）ノ高サニ於テ〇、六〇米以内（二尺以上）突出セシムルコト
  - ニ 家屋牆壁等ノ工事ノ為全期間六十日ヲ超エサル範囲内ニ於テ側溝上又ハ路端ヲ板囲ノ為占用セシムルコト但シ出幅〇、九〇米（三尺）ヲ超エサルモノ又ハ幅員七、二七米（四間）以上ノ道路ニシテ其ノ幅員ノ八分ノ一ヲ超エサルモノニ限ル
  - ホ 露店又ハ祭典縁日歳ノ市草市市日売出等ノ為必要ナル施設ニ付路面ヲ臨時占用セシムルコト

一、道路ヨリ生スル残土処分ニ関スル事項

一、公園ニ関スル事項

## 税務課

### 国税係

一、国税ノ徴収ニ関スル事項

一、国税附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項

一、土地ニ関スル事項

一、税外収入ニ関スル事項

### 家屋税係

一、家屋税及附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項

一、不動産所得税及戸別割ノ賦課徴収ニ関スル事項

一、家屋ノ賃貸価格調査ニ関スル事項

### 営業税雑種税係

一、営業税及附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項

一、雑種税及附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項

一、特別消費税ノ徴収ニ関スル事項

一、船車ニ関スル事項

### 滞納整理係

一、納税督促ニ関スル事項

一、徴収金ノ囑託及受託ニ関スル事項

一、滞納処分ニ関スル事項

## 会計課

### 収納係

一、収納ニ関スル事項

一、保証金其ノ他ノ担保ニ関スル事項

一、諸貸下金ニ関スル事項

一、公金取扱所ニ関スル事項

### 支払係

一、支払ニ関スル事項

一、決算ニ関スル事項

### 用度係

一、物品ノ購買、売却修繕及出納保管ニ関スル事項

一、庁内営繕ニ関スル事項

一、庁中取締ニ関スル事項



一、給仕小使ニ関スル事項

第三章 文書收受

- 第七條 区役所ニ到達ノ文書ハ總テ庶務課長ニ於テ收受シ  
左ノ各号ニ依リ取扱フヘシ
- 一 文書ハ直ニ開封シ其ノ發議ニ対スル回答照会等ハ發  
議文書簿ニ其ノ他ハ文書收受簿ニ登録シ本書ニ收受年  
月日及番号ヲ記シ区長ノ閱覽ヲ經テ之ヲ主務課長ニ送  
付スヘシ
- 但本人又ハ使者持参ノ届書ハ直ニ主務課長ニ於テ收受  
シ收受簿ニ登録シ区長ノ閱覽ヲ經テ係主任ニ配付スヘ  
シ
- 二 親展文書ハ封緘ノ儘文書收受簿ニ登録シ直ニ区長ニ  
差出スヘシ
- 三 現金金券添付ノ文書ハ收受簿ニ登録シ現金金券ハ直  
ニ會計課長ニ送付シ該文書ノ余白ニ現金又ハ金券添  
印ヲ押捺シ第一号ノ手續ヲ為スヘシ
- 四 電報ヲ收受シタルトキハ訳文ヲ添ヘ直ニ第一号ノ手  
続ヲ為シ其ノ親展ニ係ルモノハ区長ニ差出スヘシ
- 五 二課以上ニ渉ル文書ハ關係重キ課ニ回付シ其ノ課明  
ナラサルモノハ区長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 六 訓令、指令等区長ノ閱覽ヲ經タル後之ヲ主務課長ニ  
回付シ本書ハ庶務課ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第四章 文書処理

- 第八條 文書ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ処理案ヲ起草シ  
之ヲ回議ニ付シ其ノ回覽ニ止マルモノハ直ニ区長ノ閱覽  
ニ供スヘシ
- 第九條 諸証明及奥書、奥印等ヲ為ストキハ起案回議手續  
ヲ省キ奥書奥印証明割印簿ニ其ノ摘要年月日及氏名、住  
所ヲ記入シ区長ノ認印ヲ受クヘシ
- 第十條 合議ヲ受ケタル文書ニシテ決裁後再回ヲ要スルモ  
ノハ課名ノ上部ニ(要再回)ノ印ヲ押捺スヘシ再回一覽  
後ハ(要再回)ノ下部ニ認印シテ係主任ニ返付スヘシ
- 第十一條 事務処理上合議ヲ要スルモノニシテ意見ヲ異ニ  
スルトキハ協議シ尚ホ決セサルトキハ区長ノ決裁ヲ受ク  
ヘシ
- 第十二條 完結文書ハ年度末ニ於テ庶務課ニ引継キ回議番

号簿ニ受領ノ印ヲ受クヘシ

#### 第五章 文書発送

第十三条 発送スヘキ文書ハ庶務課ニ於テ浄書校合シ本書  
ニ番号ヲ付シ捺印ノ上封緘ヲ為シ送達簿ニ登録シ会計課  
ニ回付スヘシ

会計課ハ遅滞ナク之ヲ使送若ハ郵送簿ニ記入シ之ヲ発送  
スヘシ

第十四条 指令書、証明書、鑑札等ニシテ本人ニ交付スヘ  
キモノハ其ノ課ニ於テ交付簿ニ其ノ摘要年月日及氏名住  
所ヲ記入シテ領収印ヲ徴スヘシ

#### 第六章 文書編纂及保存

第十五条 庶務課ニ於テ完結文書ヲ受継キタルトキハ其ノ  
類別ニ従ヒ逐次編纂シ其ノ簿冊ノ首ニ索引目録ヲ付シテ  
保存スヘシ但シ文書保存ノ規定ハ別ニ之ヲ定ム

#### 第七章 服務心得

第十六条 各員出勤シタルトキハ自ラ出勤簿ニ捺印スヘシ  
若シ疾病事故ノ為欠勤スルトキハ出勤時限マテニ事由ヲ  
記シ届出ツヘシ其ノ欠勤十五日ニ至ルトキハ医師ノ診断  
書ヲ添へ届出ツヘシ爾後十五日ヲ過ル毎亦同シ

第十七条 各員出勤時限ニ遅参シ又ハ退庁時限前ニ退庁セ  
ムトスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第十八条 各員忌服ニアタリタルトキハ定限ノ日数ヲ記シ  
又父母ノ祭日ニ相当シ出勤セサルトキハ前日マテニ其ノ  
旨届出ツヘシ

第十九条 各員退庁ノトキハ担当ノ事務ニ属スル書類物品  
等遺漏ナク収蔵シ散逸セサル様注意スヘシ

第二十条 各員転任又ハ退職ノトキハ其ノ担当ノ事務ニシ  
テ未タ結了セサルモノハ目録書ヲ添へ課長ニ提出スヘシ  
課長ハ書類目録ヲ照査シ区長ノ閲覽ヲ経ヘシ

第二十一条 左ノ場合ニ於テハ直ニ登庁シ区長ノ指揮ヲ受  
クヘシ

一 兵役ノ召集、馬匹其ノ他徴発ノ令達アリタルコトヲ  
聞知シタルトキ

二 区役所近傍ニ出火アリタルトキ其ノ他非常異変ノ生  
シタルトキ

#### 第八章 宿直心得

第二十二條 宿直ハ書記、書記補、雇員及之ニ準スル者ノ  
中ヲ以テ之ニ充ツ但シ書記又ハ書記補一名ハ必ス之ニ充  
ツルコトヲ要ス

宿直ノ輪番順序ハ平日ト休日トニ區別シ庶務課ニ於テ予  
メ之ヲ定メ当番者ニ通知スヘシ

第二十三條 宿直員ノ勤務時間ハ退庁時限ヨリ翌日出勤時  
限迄休日ハ出勤時限ヨリ翌日出勤時限迄トス

第二十四條 宿直員ハ文書ヲ收受又ハ發送シ小使ヲ監督シ  
庁舎内外ノ取締ヲ為シ非常異変ノ場合ニハ臨機ノ措置ヲ  
為スヘシ

第二十五條 宿直員ハ当番中ノ一切ノ事件ヲ宿直日誌ニ記  
載スヘシ收受ノ文書中至急ヲ要スルモノハ直ニ區長若ハ  
主務課長ニ使送スヘシ

第二十六條 宿直員文書ノ收受發送ニ付テハ第三章及第五  
章ノ規定ヲ準用ス

第二十七條 現金又ハ金券ヲ收受シタルトキハ嚴重ニ管守  
シ翌日庶務課長ニ呈示ノ上會計課長ニ引継クヘシ

第二十八條 兵員ノ召集又ハ徵發ノ令達アリタルトキハ其  
ノ令達ノ封筒受領ノ区劃ニ受領シタル者ノ職氏名及日時  
分ヲ記入シ宿直員認印ヲ押捺シテ之ヲ返付シ直ニ區長及  
戸籍課長ニ急報シ同時ニ非番小使ヲ召集スヘシ  
但シ令達受領ノ日時分ハ必ス宿直日誌ニ記載スヘシ

第二十九條 区内ニ火災水害等アリタルトキハ市役所ニ速  
報スヘシ

附 則

第三十條 區長ハ事務整理ノ為市長ノ認可ヲ經テ処務細則  
ヲ設クルコトヲ得

本市各区役所ハ從來庶務、戸籍、衛生道路、稅務及會  
計ノ五掛ヲ設ケ掛ニ掛長ヲ置イテ事務ヲ執ツテ來タノ  
デアルガ時勢ニ鑑ミテ今回右掛ヲ凡テ課ニ改メ掛長ヲ  
課長ト改稱スルコト、シ來年一月一日カラ之ヲ施行ス  
ルコトニナツタ但シ掛ヲ課トシ掛長ヲ課長ニ改稱シ  
テモ今遽カニ市役所ニ於ケル一般課又ハ課長並ニスル  
コトハ困難ナル事情ガアルノデ当分ハ只単ニ名稱ノミ  
ノ變改ニ止メル趣旨デアル尚右名稱ノ改正ト共ニ事  
務分掌ノ点ニ於テ從來各区區々デアツタ係ヲ原則トシ

テ左ノ通十五係ニ整理統制スルコト、シ兼ネテ従来庶  
務掛デ取扱ツテキタ公園ニ関スル事務ヲ衛生道路課ノ  
道路係ニ同シク兵事ニ関スル事務ヲ戸籍課ノ兵事係ニ  
移スコトニシタノデア  
庶務課 庶務、教育及選挙ノ三係  
戸籍課 本籍寄留及兵事ノ三係  
衛生道路課 衛生及道路ノ二係  
税務課 国税、家屋税、営業税雑種税及滞納整理ノ  
四係  
会計課 収納、支払及用度ノ三係

昭和5年7月25日  
東京市訓令甲第40号  
区役所処務規程中改正

第六条 税務課係事務分掌概目中左ノ如ク改ム

国税係中第二号ノ次ニ

- 「一 新開免租地段別割ニ関スル事項
- 一 軌道税ノ賦課徴収ニ関スル事項」ヲ加ヘ

家屋税係中第二号ヲ削リ第一号ノ次ニ

- 「一 不動産取得税及附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 戸別割ノ賦課徴収ニ関スル事項」ヲ

営業税雑種税係中第三号ノ次ニ

- 「一 商品切手発行税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 金庫税ノ賦課徴収ニ関スル事項」ヲ加フ

昭和6年11月6日  
東京市訓令甲第72号  
区役所処務規程中改正（昭和7年1月1日より施行）

第八条 中ニ左ノ一項ヲ加フ

文書ニ八起案ノ際其ノ欄外上部ニ文書編纂保存規程ニ依  
ル編纂部類及保存區別ヲ記入スヘシ

第十二条 区長ハ各課長ヲシテ其ノ課ニ属スル完結文書ノ  
編纂保存ヲ掌理セシムヘシ

第十五条 完結文書ノ編纂保存規程ハ別ニ之ヲ定ム

昭和 7 年 1 0 月 1 日  
東京市訓令甲第 6 6 号  
区役所処務規程中改正

第一条 第一項ヲ左ノ如ク改ム  
区役所ニ左ノ五課十七係ヲ置ク

庶務課

庶務係

教育係

社会係

選挙係

戸籍兵事課

本籍係

寄留係

兵事係

保健土木課

保健係

土木係

税務課

国税係

家屋税係

雑税係

調査係

滞納整理係

会計課

収納係

支払係

用度係

第六条 各課係事務分掌ノ概目左ノ如シ

庶務課

庶務係

- 一 区長職印及所印ノ管守ニ関スル事項
- 一 職員ノ進退身分及服務ニ関スル事項
- 一 文書ノ受発ニ関スル事項
- 一 区会其ノ他会議ニ関スル事項

- 一 賞勲、褒賞ニ関スル事項
- 一 移住民ニ関スル事項
- 一 社寺、教会所、説教所ニ関スル事項
- 一 勸業ニ関スル事項
- 一 統計ニ関スル事項
- 一 都市計画ニ関スル事項
- 一 町会ニ関スル事項
- 一 宿直ニ関スル事項
- 一 他課係ノ主管ニ関セサル事項

#### 教育係

- 一 区ノ予算ニ関スル事項
- 一 区有財産及営造物ノ管理ニ関スル事項
- 一 学事ニ関スル事項
- 一 青年訓練所ニ関スル事項
- 一 社会教育ニ関スル事項

#### 社会係

- 一 恤救及精神病者看護ニ関スル事項
- 一 災害及漂流物ニ関スル事項
- 一 方面事務所ニ関スル事項
- 一 救護法ノ施行其ノ他社会事業ニ関スル事項

#### 選挙係

- 一 各種選挙ニ関スル事項
- 一 陪審員候補者ニ関スル事項

#### 戸籍兵事課

##### 本籍係

- 一 戸籍ニ関スル事項
- 一 埋葬認可ニ関スル事項
- 一 身分、印鑑、恩給、扶助料ニ関スル事項

##### 寄留係

- 一 寄留ニ関スル事項
- 一 統計小票ニ関スル事項

##### 兵事係

- 一 兵事ニ関スル事項
- 一 軍事救護ニ関スル事項
- 一 在郷軍人ニ関スル事項

#### 保健土木課

## 保健係

- 一 伝染病予防及消毒ニ関スル事項
- 一 清潔方法施行ニ関スル事項
- 一 汚物掃除ニ関スル事項
- 一 病院、医院、医師、薬剤師、産婆、看護婦及針灸治ニ関スル事項
- 一 解剖及胎児保存願ニ関スル事項
- 一 衛生組合ニ関スル事項
- 一 墓地、火葬場ニ関スル事項
- 一 公園ニ関スル事項

## 土木係

- 一 左ノ道路占用処分ニ関スル事項
  - イ 街灯建設ノ為路端又ハ歩道ノ車道側ヲ占用セシムルコト
  - ロ 道路ニ出入スヘキ通路ヲ設クルカ為路端、側溝又ハ街渠上ヲ占用セシムルコト
  - ハ 標灯又ハ看板ノ類ヲ路面上ニ・四ニ米以上ノ高サニ於テ〇・六〇米以内突出セシムルコト
  - ニ 家屋牆壁等ノ工事ノ為路端〇・九〇米以内又ハ側溝上ヲ占用セシムルコト但シ材料置場、構台、跨道構台ノ為ニスル場合及板囲ニシテ設置期間六十日ヲ超ユル場合ヲ徐ク
  - ホ 露店又ハ祭典縁日、歳ノ市、草市、市日売出等ノ為必要ナル施設ニ付路面ヲ臨時占用セシムルコト
  - ヘ 営業用具置場、商品置場及営業設備ノ為各自地先ヲ占用セシムルコト
- 一 溝渠ノ簡易ナル覆蓋設置及従来ヨリ存スル覆蓋ノ継続使用ニ関スル事項

## 税務課

### 国税係

- 一 国税ノ徴収ニ関スル事項
- 一 国税附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 新開免租地段別割ニ関スル事項
- 一 軌道税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 土地ニ関スル事項

## 家屋税係

- 一 家屋税及附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 不動産取得税及附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 戸別割ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 家屋ノ賃貸価格調査ニ関スル事項
- 一 建物ニ関スル事項

## 雑税係

- 一 営業税及附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 雑種税及附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 商品切手発行税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 金庫税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 遊興税ノ徴収ニ関スル事項
- 一 船車ニ関スル事項

## 調査係

- 一 府県制第百八条及市制町村制施行令第四十条、第四十一条ニ依ル調査ニ関スル事項
- 一 課税洩調査ニ関スル事項
- 一 徴収金ノ囑託及受託ニ関スル事項
- 一 税外収入ニ関スル事項

## 滞納整理係

- 一 納税督励ニ関スル事項
- 一 滞納金ノ徴収ニ関スル事項
- 一 滞納処分ニ関スル事項

## 会計課

### 収納係

- 一 収納ニ関スル事項
- 一 保証金其ノ他ノ担保ニ関スル事項
- 一 諸貸下金ニ関スル事項
- 一 公金取扱所ニ関スル事項

### 支払係

- 一 支払ニ関スル事項
- 一 決算ニ関スル事項

### 用度係

- 一 物品ノ購買、売却、修繕及出納保管ニ関スル事項
- 一 人夫其ノ他勞力ノ供給ニ関スル事項



- 一 庁舎ノ管理及営繕ニ関スル事項
- 一 庁中取締ニ関スル事項
- 一 給仕小使ニ関スル事項

昭和8年8月29日  
東京市訓令甲第56号  
区役所処務規程中改正

第六条 税務課国税係掌理事項中

「一 新開免租地段別割ニ関スル事項」ヲ「一 埋立免租地段別割ニ関スル事項」ニ改ム

昭和8年11月1日  
東京市訓令甲第72号  
区役所処務規程中改正

第一条 中庶務課「社会係」ヲ削リ庶務課ノ次ニ

「社会課  
保護係  
福利係」

ヲ加フ

第六条 中庶務課社会係分掌事項ヲ削リ庶務課ノ次ニ

社会課  
保護係

- 一 棄児、迷児及遺児ニ関スル事項
- 一 精神病者監護ニ関スル事項
- 一 行旅病人及行旅死亡人ニ関スル事項
- 一 災害及漂流物ニ関スル事項
- 一 救護法ニ依ル居宅救護ニ関スル事項
- 一 軍事救護ニ関スル事項
- 一 水難救護ニ関スル事項
- 一 罹災救助及恤救ニ関スル事項
- 一 児童虐待防止ニ関スル事項
- 一 方面事務所ニ関スル事項

福利係

- 一 社会事業団体ニ関スル事項

- 一 社会調査ニ関スル事項
- 一 慈恵救済其ノ他社会事業ノ寄附ニ関スル事項
- 一 其ノ他社会ノ福利ニ関スル事項

ヲ加フ

昭和8年11月14日  
東京市訓令甲第74号  
区役所処務規程中改正

第六条 戸籍兵事課兵事係分掌事項中「一 軍事救護ニ関スル事項」ヲ削ル

昭和8年12月1日  
東京市訓令甲79号  
区役所処務規程中改正

第一条 第一項中「五課十七係」ヲ「課、係」ニ改ム

昭和9年1月23日  
東京市訓令甲第6号  
区役所処務規程中改正

第六条 社会課福利係分掌事項中  
第三号ノ次ニ左ノ三号ヲ加フ

- 一 人事相談ニ関スル事項
- 一 住宅紹介ニ関スル事項
- 一 児童遊園ニ関スル事項

昭和9年3月8日  
東京市訓令甲第21号  
区役所処務規程中改正

第六条 各課係分掌中税務課国税係中第二号ノ次ニ「一 府県制第百八条及市制町村制施行令第四十条、第四十一条ニ依ル調査ニ関スル事項」ヲ加ヘ  
調査係中「一 府県制第百八条及市制町村制施行令第四

十条、第四十一条ニ依ル調査ニ関スル事項」ヲ削リ末号ニ「一 納税組合其ノ他納税施設ニ関スル事項」ヲ加フ

昭和9年3月24日  
東京市訓令甲第25号  
区役所処務規程中改正

第六条 各課係事務分掌中税務課雑税係第五号ノ次ニ左ノ一  
号ヲ加フ

一 歓興税ノ徴収ニ関スル事項

昭和9年9月8日  
東京市訓令甲第75号  
区役所処務規程中改正

第六条

税務課国税係第五号ノ次ニ左ノ二号ヲ加フ

一 特別所得税ノ賦課徴収ニ関スル事項

一 法人特別所得税ノ賦課徴収ニ関スル事項

同 雑税係第六号ノ次ニ左ノ二号ヲ加フ

一 倶楽部税ノ徴収ニ関スル事項

一 傭人税ノ賦課徴収ニ関スル事項

昭和9年10月29日  
東京市訓令甲第93号  
区役所処務規程中改正（昭和9年10月10日より施行）

第六条 社会課保護係第九号ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ以下繰下グ

一 少年教護法ニ関スル事項

昭和10年4月5日  
東京市訓令甲第19号  
区役所処務規程中改正

第六条 各課係事務分掌「庶務課庶務係」中「一 移住民

ニ関スル事項」ヲ削リ以下順次繰上ゲ同「社会課」中左ノ如ク改ム

福利係

- 一 社会事業団体ニ関スル事項
- 一 社会調査ニ関スル事項
- 一 慈恵救済其ノ他社会事業ノ寄附ニ関スル事項
- 一 人事相談ニ関スル事項
- 一 移住民ニ関スル事項
- 一 市営住宅ニ関スル事項
- 一 住宅紹介ニ関スル事項
- 一 市営浴場ニ関スル事項
- 一 児童遊園ニ関スル事項
- 一 其ノ他社会ノ福利ニ関スル事項

同「保健土木課保健係」中第三号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ以下繰下ゲ

- 一 掃除監視吏員ノ服務監督ニ関スル事項

昭和11年5月6日  
東京市訓令甲第47号  
東京市例規中改正

東京市例規中「区主事」ヲ「主事」ニ、「区技師」ヲ「技師」ニ、「事務員」ヲ「書記」ニ、「区書記」ヲ「書記」ニ改ム

昭和11年10月1日  
東京市訓令甲第87号  
区役所処務規程中改正

第六条 社会課保護係分掌事項中第五号ヲ「一 救護法ニ依ル救護ニ関スル事項」ニ第八号ヲ「一 罹災救助及賑恤救済ニ関スル事項」ニ改メ第十一号ヲ削リ末尾ニ左ノ三号ヲ加フ

- 一 乳幼児保護ニ関スル事項
- 一 方面館及方面事務所ノ庁舎並敷地ノ管理ニ関スル事項
- 一 方面事業其ノ他要保護者ノ保護、救済及教化ニ

関スル事項

同条同課福利係分掌事項中第九号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ  
一 方面館ノ使用及使用料ニ関スル事項

昭和12年6月7日  
東京市訓令甲第58号  
区役所処務規程中改正

第六条 庶務課教育係分掌事務中「青年訓練所」ヲ「青年  
学校」ニ改メ保健土木課土木係分掌事務中第一号ヲ左ノ  
如ク改ム  
一 区長ニ分掌セラレタル道路占用処分ニ関スル事  
項

昭和12年8月7日  
東京市訓令甲第70号  
区役所処務規程中改正

第六条中 税務課国税係掌理事項中  
「一 法人特別所得税ノ賦課徴収ニ関スル事項」ノ次ニ  
「一 排水設備工事費段別割ノ賦課徴収ニ関スル事項」  
ヲ加フ

昭和12年11月17日  
東京市訓令甲第94号  
区役所処務規程中改正

第一条中 庶務課選挙係ノ次ニ左ノ如ク加フ  
団体係

第六条中 庶務課庶務係事務分掌中「一 町会ニ関スル事項」  
ヲ削リ同条庶務課選挙係事務分掌ノ次ニ左ノ如ク加フ  
団体係  
一 軍事援護ノ連絡ニ関スル事項  
一 区民ノ精神運動ニ関スル事項  
一 防空ニ関スル事項  
一 区民ノ防護訓練及実施ニ関スル事項

- 一 非常災害ノ対策ニ関スル事項
- 一 町会ニ関スル事項
- 一 公益団体ノ連絡ニ関スル事項
- 一 其ノ他調査及計画ニ関スル事項

昭和13年1月12日

東京市訓令甲第2号

区役所処務規程中改正

第六条中社会課保護係分掌事項中「一 少年救護法ニ関スル事項」ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

- 一 母子保護法ニ依ル扶助ニ関スル事項

昭和13年5月13日

東京市訓令甲第56号

区役所処務規程中改正

第一条第一項中社会課「保護係、福利係」ヲ「事業係、軍事援護係」ニ改ム

第六条中社会課事務分掌ヲ左ノ如ク改ム

事業係

- 一 棄児、迷子及遺児ニ関スル事項
- 一 精神病者監護ニ関スル事項
- 一 行旅病人及行旅死亡人ニ関スル事項
- 一 災害及漂流物ニ関スル事項
- 一 救護法ニ依ル救護ニ関スル事項
- 一 水難救護罹災救助及賑恤救済ニ関スル事項
- 一 母子保護法ニ依ル扶助ニ関スル事項
- 一 少年救護法及児童虐待防止ニ関スル事項
- 一 乳幼児保護ニ関スル事項
- 一 方面事業其ノ他要保護者ノ保護、救済及教化ニ関スル事項
- 一 方面館及方面事務所ノ管理ニ関スル事項
- 一 社会事業団体ニ関スル事項
- 一 移住民ニ関スル事項
- 一 市営住宅及市営浴場ニ関スル事項

- 一 児童遊園ニ関スル事項
- 一 其ノ他社会事業ニ関スル事項
- 軍事援護係
  - 一 軍事扶助ニ関スル事項
  - 一 帰還軍人及傷痍軍人ノ就職斡旋其ノ他生業援助ニ関スル事項
  - 一 軍事援護団体ニ関スル事項
  - 一 其ノ他軍事援護ニ関スル事項

昭和13年12月28日  
 東京市訓令甲第160号  
 区役所処務規程中改正

第一条 中庶務課「教育係」ヲ削リ「団体係」ノ次ニ左ノ如ク加フ

教育課

学事係

社会教育係

同条 中保健土木課及其ノ係ヲ左ノ如ク改ム

保健課

保健係

清掃係

土木課

事務係

第一工事係

第二工事係

第六条 中庶務課庶務係事務分掌概目ヲ左ノ如ク改メ同課教育係事務分掌概目及同課団体係事務分掌概目第二号ヲ削ル

- 一 区長印及所印ノ管守ニ関スル事項
- 一 職員ノ進退身分及服務ニ関スル事項
- 一 文書ノ受発ニ関スル事項
- 一 予算ノ編成及配当ニ関スル事項
- 一 区有財産及造営物ノ管理ニ関スル事項
- 一 区会ニ関スル事項
- 一 賞勲、褒賞ニ関スル事項

- 一 都市計画ニ関スル事項
- 一 勸業ニ関スル事項
- 一 統計ニ関スル事項
- 一 宿直ニ関スル事項
- 一 他課係ノ主管ニ属セザル事項

同条中庶務課各係事務分掌概目ノ次ニ左ノ如ク加フ

教育課

学事係

- 一 学齡児童ニ関スル事項
- 一 区学務委員会ニ関スル事項
- 一 学校、幼稚園其ノ他学区財産ニ関スル事項
- 一 学区予算ノ執行ニ関スル事項
- 一 学校衛生ニ関スル事項
- 一 学校養護施設及夏季施設ニ関スル事項
- 一 授業料其ノ他ノ調定ニ関スル事項
- 一 教育会其ノ他教育団体ニ関スル事項
- 一 其ノ他学事ニ関スル事項

社会教育係

- 一 自治訓練ニ関スル事項
- 一 区民ノ精神運動ニ関スル事項
- 一 青年学校ニ関スル事項
- 一 社寺、教会所、説教所ニ関スル事項
- 一 青少年団体其ノ他修養団体ニ関スル事項
- 一 其ノ他社会教育ニ関スル事項

同条中保健土木課及其ノ係分掌概目ヲ左ノ如ク改ム

保健課

保健係

- 一 伝染病予防及消毒ニ関スル事項
- 一 病院、医院、医師、薬剤師、産婆、看護婦及針灸治ニ関スル事項
- 一 解剖及胎児保存願ニ関スル事項
- 一 衛生組合ニ関スル事項
- 一 墓地、火葬場ニ関スル事項
- 一 公園ニ関スル事項

清掃係

- 一 清掃監視吏員ノ服務監督ニ関スル事項



- 一 汚物取扱手数料ノ徴収ニ関スル事項
- 一 塵芥掃除受託ニ関スル事項
- 一 汚物処理契約ニ基ク清掃請負業者、清掃組合又ハ農家組合ノ作業監督ニ関スル事項
- 一 汚物ノ蒐集、汲取及運搬ニ関スル事項
- 一 清潔方法実施ニ関スル事項
- 一 清潔消毒ノ実施ノ監督ニ関スル事項
- 一 其ノ他清掃ニ関スル事項

土木課  
事務係

- 一 道路、河川及在来下水渠ノ占用又ハ使用ニ関スル事項
- 一 道路、橋梁、河川、堤塘、在来下水渠及土揚敷ノ自費工事施行願ノ処理ニ関スル事項
- 一 其ノ他土木工事施行ニ伴フ事務処理ニ関スル事項

第一工事係

- 一 道路、橋梁、河川、堤塘、濠池、在来下水渠、土揚敷、排水場、樋門及坎樋ノ維持並修繕ニ関スル事項
- 一 街路照明ノ維持並修繕ニ関スル事項

第二工事係

- 一 掘鑿及損傷道路ノ復旧ニ関スル事項
- 一 既設道路ノ舗装ニ関スル事項
- 一 道路、橋梁、河川、堤塘、在来下水渠及土揚敷ノ委託工事ニ関スル事項
- 一 其ノ他土木工事ノ実施ニ関スル事項

同条中稅務課調査係分掌概目第二号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ  
第三号中「稅外收入」ヲ「其ノ他稅外收入」ニ改ム

- 一 受益者負担金ノ賦課徴収ニ関スル事項

昭和14年7月6日  
東京市訓令甲第91号  
区役所処務規程中改正

第二十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

宿直八事務月俸吏員、監視、雇員及之ニ準ズル者（課長ノ職ニ在ル者及特殊勤務ニ服スル者ニシテ勤務時限等ニ因リ支障アルモノヲ除ク）ノ中ヨリ之ニ充ツ但シ書記其ノ他事務月俸吏員一名ハ必ず之ニ充ツルコトヲ要ス

昭和14年7月31日  
東京市訓令甲第104号  
区役所処務規程中改正

第六条中戸籍兵事課兵事係事務分掌第二号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

一 国民徴用ニ関スル事項

昭和15年5月13日  
東京市訓令甲第46号  
区役所処務規程中改正

「区役所処務規程」ヲ「東京市区役所処務規程」ニ改ム

第一条第一項ヲ左ノ如ク改ム

区役所ニ左ノ課、係ヲ置ク

庶務課

庶務係

選挙係

総動員係

教育課

学事係

青年教育係

厚生課

社会係

保健係

軍事援護係

経済課

事業係

経済統計係

戸籍兵事課

本籍係

寄留係  
兵事係  
土木課  
事務係  
第一工事係  
第二工事係  
稅務課  
國稅係  
家屋稅係  
雜稅係  
調查係  
滯納整理係  
會計課  
収納係  
支払係  
用度係

第六條中庶務課庶務係事務分掌中「一 文書ノ受發ニ關スル事項」ヲ「一 文書ノ受發及成案文書ノ審査ニ關スル事項」ニ改メ、「一 勸業ニ關スル事項」及「一 統計ニ關スル事項」ヲ削リ、「一 宿直ニ關スル事項」ノ前ニ「一 社寺、教會所及説教所ニ關スル事項」、「一 一般統計ニ關スル事項」、「一 區役所臨時國勢調查部ニ關スル事項」及「一 區役所派出所ニ關スル事項」ヲ加フ

同條中庶務課選舉係事務分掌末尾ニ左ノ如ク加フ

一 商工會議所議員選舉資格調查ニ關スル事項

一 多額納稅議員選舉資格調查ニ關スル事項

同條中庶務課團體係及其ノ事務分掌ヲ左ノ如ク改ム

總動員係

一 町會ニ關スル事項

一 防空ニ關スル事項

一 警防團ニ關スル事項

一 隣組防空群ニ關スル事項

一 災害ニ關スル事項

一 社會教育ニ關スル事項

一 國民精神總動員團體及社會教育團體ニ關スル事項

一 区役所国民精神総動員実行部ニ関スル事項

一 区役所選挙粛正部ニ関スル事項

同条中教育課学事係事務分掌中「区学務委員会」ヲ「小学校令ニ依ル区学務委員会」ニ改メ、「学区財産」、「学区予算」、「学校衛生」、「夏季施設」及「授業料其ノ他」ノ次ニ「(青年学校ニ関スルモノヲ除ク)」ヲ加ヘ「一 教育会其ノ他教育団体ニ関スル事項」ノ次ニ「一 区営実業学校ニ関スル事項」ヲ加ヘ「一 其ノ他学事ニ関スル事項」ヲ「一 其ノ他小学校及幼稚園ニ関スル事項」ニ改ム

同条中教育課社会教育係及其ノ事務分掌ヲ左ノ如ク改ム  
青年教育係

一 青年学校ニ関スル事項

一 青年学校令ニ依ル区学務委員会ニ関スル事項

一 青年学校学区財産ニ関スル事項

一 青年学校学区予算ノ執行ニ関スル事項

一 体力章検定ニ関スル事項

一 青少年団体ニ関スル事項

同条中「社会課」ヲ「厚生課」ニ「事業係」ヲ「社会係」ニ改メ厚生課社会係事務分掌中「災害及」ヲ削リ「方面事業」ノ上ニ「方面委員会」ヲ加フ

同条中厚生課社会係事務分掌ノ次ニ左ノ如ク加フ  
保健係

一 伝染病予防及消毒ニ関スル事項

一 結核予防ニ関スル事項

一 種痘ニ関スル事項

一 区民体位ノ向上ニ関スル事項

一 病院、医院、薬剤師、産婆、看護婦及鍼灸治ニ関スル事項

一 墓地及火葬場ニ関スル事項

一 公園ニ関スル事項

一 保健衛生体育団体ニ関スル事項

同条中厚生課軍事援護係事務分掌ヲ左ノ如ク改ム

一 軍事扶助ニ関スル事項

一 現役又ハ応召軍人及国民徴用令ニ依ル被徴用者並其ノ家族又ハ遺族ノ慰問、慰藉及援護ニ関ス

ル事項

- 一 帰郷軍人及傷痍軍人ノ就職斡旋其ノ他生業援助ニ関スル事項
- 一 軍事援護相談ニ関スル事項
- 一 銃後奉公会其ノ他軍事援護団体ニ関スル事項
- 一 其ノ他軍事援護ニ関スル事項

同条中戸籍兵事課事務分掌ノ前ニ左ノ如ク加フ

経済課

事業係

- 一 産業ノ振興ニ関スル事項
- 一 日用品ノ配給ニ関スル事項
- 一 消費経済ノ改善ニ関スル事項
- 一 転業ニ関スル事項
- 一 経済団体ニ関スル事項
- 一 度量衡ニ関スル事項
- 一 水利組合ニ関スル事項
- 一 猟区ニ関スル事項
- 一 其ノ他経済ニ関スル事項

経済統計係

- 一 商業調査票ノ配付及蒐集ニ関スル事項
- 一 工業調査票ノ配付及蒐集ニ関スル事項
- 一 会社票ノ配付及蒐集ニ関スル事項
- 一 労働統計実地調査ニ関スル事項
- 一 其ノ他経済ニ関スル統計調査ニ関スル事項

同条中保健課保健係及清掃係並其ノ事務分掌ヲ削ル

同条中会計課収納係事務分掌中「一 公金取扱所ニ関スル事項」ノ次ニ「一 授業料及保育料ノ徴収ニ関スル事項」ヲ加フ

同条中会計課用度係事務分掌中「一 物品ノ購買、売却、修繕及出納保管ニ関スル事項」ノ次ニ「一 工事、運送、修繕其ノ他ノ請負契約ニ関スル事項」ヲ加ヘ「一 人夫其ノ他ノ勞力ノ供給ニ関スル事項」ヲ「一 勞力、舟車其ノ他ノ供給契約ニ関スル事項」ニ改ム

第六条ニ左ノ一項ヲ加フ

区長ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ市長ノ承認ヲ受ケ前項各課、係ノ分掌事項ノ一部ヲ変更スルコトヲ得

昭和 15 年 8 月 17 日  
東京市訓令甲第 94 号  
東京市区役所処務規程中改正

第六条第一項中庶務課庶務係事務分掌概目中「一 社寺、  
教会所及説教所ニ関スル事項」ノ次ニ「一 労務動態調査  
ニ関スル事項」ヲ、厚生課保健係事務分掌概目中「一 種  
痘ニ関スル事項」ノ次ニ「一 国民体力管理ニ関スル事項」  
ヲ加ヘ、經濟課事業係事務分掌概目中「一 獵区ニ関スル  
事項」ヲ削ル

昭和 15 年 10 月 5 日  
東京市訓令甲第 121 号  
東京市区役所処務規程中改正

第一条第一項中稅務課各係ヲ左ノ如ク改ム

稅務課

地租家屋稅係  
所得營業稅係  
市民稅係  
納稅施設係  
整理係

第六条第一項中稅務課各係事務分掌ノ概目ヲ左ノ如ク改ム

稅務課

地租家屋稅係

- 一 地租及府稅地租附加稅ノ徵収ニ関スル事項
- 一 地租附加稅ノ賦課徵収ニ関スル事項
- 一 家屋稅、反別稅及不動産取得稅ノ徵収ニ関スル  
事項
- 一 家屋稅、反別稅及不動産取得稅ノ附加稅ノ賦課  
徵収ニ関スル事項
- 一 土地ニ関スル事項
- 一 家屋ニ関スル事項
- 一 家屋賃貸價格ノ調査ニ関スル事項

所得營業稅係

- 一 分類所得税、総合所得税及臨時利得税ノ徴収ニ関スル事項
- 一 営業税ノ徴収並営業税及鉦区税ノ府税附加税ノ徴収ニ関スル事項
- 一 営業税及鉦区税ノ附加税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 船舶税、自動車税、電柱税及狩猟者税ノ徴収ニ関スル事項
- 一 船舶税、自動車税、電柱税及狩猟者税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 芸妓税附加税ノ徴収ニ関スル事項
- 一 舟税、商品切手発行税、軌道税、玉突台税及タンク税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 倶楽部税ノ徴収ニ関スル事項
- 一 舟船及自動車ニ関スル事項

#### 市民税係

- 一 市民税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 自転車税、金庫税、犬税及傭人税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 課税洩調査ニ関スル事項
- 一 自転車ニ関スル事項

#### 納税施設係

- 一 納税組合其ノ他納税施設ニ関スル事項
- 一 排水設備事業費反別割及在来下水渠整理事業費反別割ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 受益者負担金ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 一 使用料ノ徴収ニ関スル事項
- 一 其ノ他税外収入ニ関スル事項

#### 整理係

- 一 納税督励ニ関スル事項
- 一 滞納金ノ徴収ニ関スル事項
- 一 滞納処分ニ関スル事項
- 一 徴収金ノ囑託及受託ニ関スル事項

昭和16年4月1日  
東京市訓令甲第28号  
東京市区役所処務規程中改正

第一条第一項中「土木課」、「事務係」、「第一工事係」及「第二工事係」ヲ削ル

第六条第一項中庶務課庶務係事務分掌「一 区役所臨時国勢調査部ニ関スル事項」ヲ削ル

同条同項中教育課各係事務分掌ヲ左ノ如ク改ム

教育課

学事係

- 一 学齡児童ニ関スル事項
- 一 国民学校、尋常夜学校、幼稚園及市長ノ指定スル実業学校並其ノ設備ノ管理ニ関スル事項
- 一 国民学校ノ建設及造修ニ関スル事項
- 一 国民学校、尋常夜学校、幼稚園及市長ノ指定スル実業学校事務ノ執行ニ関スル事項
- 一 学校衛生（青年学校ニ関スルモノヲ除ク）ニ関スル事項
- 一 養護施設及夏季施設（青年学校ニ関スルモノヲ除ク）ニ関スル事項
- 一 授業料（青年学校ニ関スルモノヲ除ク）ニ関スル事項
- 一 教育会其ノ他教育団体ニ関スル事項
- 一 其ノ他学校、幼稚園（青年学校ヲ除ク）ニ関スル事項

青年教育係

- 一 青年学校及其ノ設備ノ管理ニ関スル事項
- 一 青年学校事務ノ執行ニ関スル事項
- 一 其ノ他青年学校ニ関スル事項
- 一 体力章検定ニ関スル事項
- 一 青年団体ニ関スル事項

同条同項中土木課事務係、同第一工事係及同第二工事係ノ事務分掌ヲ削ル



昭和16年4月1日  
東京市訓令甲第30号  
東京市区役所処務規程中改正

第一条第一項中庶務課總動員係ノ次ニ「防衛係」ヲ加ヘ第  
六条第一項中庶務課總動員係及其ノ事務分掌ヲ左ノ如ク改  
ム

總動員係

- 一 町会ニ関スル事項
- 一 社会教育ニ関スル事項
- 一 社会教育団体ニ関スル事項
- 一 大政翼賛会及同支部ニ関スル事項
- 一 区役所選挙肅正部ニ関スル事項

防衛係

- 一 区防空計画ニ関スル事項
- 一 防空ノ訓練及実施ニ関スル事項
- 一 防空設備資材調査及整備促進ニ関スル事項
- 一 防火改修ノ斡旋ニ関スル事項
- 一 警防団ニ関スル事項
- 一 隣組防空群ノ育成指導ニ関スル事項
- 一 其ノ他防空及非常災害ニ関スル事項

昭和16年5月26日  
東京市訓令甲第71号  
東京市区役所処務規程中改正

第六条中厚生課保健係事務分掌「一 区民体位ノ向上ニ関  
スル事項」ヲ「一 体位向上及健全慰樂ニ関スル事項」ニ  
改ム

昭和16年7月23日  
東京市訓令甲第107号  
東京市区役所処務規程中改正

第一条第一項中教育課青年教育係ノ次ニ「営繕係」ヲ加フ  
第六条第一項中庶務課庶務係事務分掌中「一 勞務動態調

查ニ関スル事項」ヲ削ル  
同条同項中教育課学事係事務分掌中「一 国民学校ノ建設  
及造修ニ関スル事項」ヲ「一 国民学校ノ建設及維持（営  
繕ヲ除ク）ニ関スル事項」ニ改メ同課青年教育係事務分掌  
ノ次ニ左ノ如ク加フ

営繕係

- 一 市立学校ノ営繕ニ関スル事項
- 一 区庁舎其ノ他ノ営繕ニ関スル事項

同条同項中経済課経済統計係事務分掌ヲ左ノ如ク改ム

経済統計係

- 一 商業調査票ノ配付及蒐集ニ関スル事項
- 一 工業調査票ノ配付及蒐集ニ関スル事項
- 一 会社票ノ配付及蒐集ニ関スル事項
- 一 労働技術統計調査ニ関スル事項
- 一 労務動態調査票並青年国民登録申告票ノ配付  
及蒐集ニ関スル事項
- 一 農林水産業調査報告ノ取纏ニ関スル事項
- 一 重要物資現在高調査申告書ノ取纏ニ関スル事項
- 一 其ノ他経済統計ニ関スル統計調査ニ関スル事項

同条同項中会計課用度係事務分掌中「一 庁舎ノ管理及営  
繕ニ関スル事項」ヲ「一 庁舎ノ管理ニ関スル事項」ニ改  
ム

昭和16年10月1日  
東京市訓令甲第144号  
東京市区役所処務規程中改正

第六条第一項中厚生課社会係事務分掌「一 母子保護法ニ  
依ル扶助ニ関スル事項」ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ  
一 医療保護法ニ依ル保護ニ関スル事項

昭和17年4月1日  
東京市訓令甲第29号  
東京市区役所処務規程中改正

第六条 庶務課総動員係事務分掌中「一 区役所選挙肅正

部ニ関スル事項」ヲ削ル

昭和17年9月3日

東京市訓令甲第109号

東京市区役所処務規程中改正

第一条 区役所ニ左ノ課ヲ置ク

庶務課

戦時生活課

健民課

防衛課

戸籍兵事課

財務課

親切課

前項ノ外区長ニ於テ必要ト認ムルトキハ別ニ委員ノ類ヲ置キ事務ヲ処理セシムルコトヲ得

第三条 区長ハ課ニ係又ハ班ノ類ヲ設クルコトヲ得

第六条 各課事務分掌ノ概目左ノ如シ

庶務課

一 区長印及所印ノ管守ニ関スル事項

二 職員ノ進退身分及服務ニ関スル事項

三 文書ノ受発及成案文書ノ審査ニ関スル事項

四 予算ノ編成及配当ニ関スル事項

五 区有財産及営造物ノ管理ニ関スル事項

六 区会ニ関スル事項

七 賞勲褒賞ニ関スル事項

八 都市計画ニ関スル事項

九 社寺、教会所及説教所ニ関スル事項

十 区役所派出所ニ関スル事項

十一 各種選挙ニ関スル事項

十二 陪審員候補者ニ関スル事項

十三 国民学校、青年学校、幼稚園、尋常夜学校及市長ノ指定スル実業学校其ノ他教育ニ関スル事項

十四 教育会其ノ他教育団体ニ関スル事項

十五 体力章検定ニ関スル事項

十六 青少年団体ニ関スル事項

十七 統計及調査ニ関スル事項

十八 他課ノ主管ニ属セザル事項

戦時生活課

一 町会ニ関スル事項

二 物心総動員運動ニ関スル事項

三 貯蓄奨励ニ関スル事項

四 市民教化及市民教化団体ニ関スル事項

五 大政翼賛会、翼賛壮年団及大日本婦人会ニ関スル  
事項

六 企業ノ整備ニ関スル事項

七 増産奨励ニ関スル事項

八 日用品ノ配給ニ関スル事項

九 消費経済ノ改善ニ関スル事項

十 経済団体ニ関スル事項

十一 物価及度量衡ニ関スル事項

十二 市民世帯票ノ整理ニ関スル事項

十三 水利組合ニ関スル事項

十四 勸業其ノ他経済ニ関スル事項

健民課

一 軍事扶助ニ関スル事項

二 現役又ハ応召軍人及国民徴用令ニ依ル被徴用者並  
ニ其ノ家族又ハ遺族ノ慰問、慰藉、援護等ニ関ス  
ル事項

三 銃後奉公会其ノ他軍事援護団体ニ関スル事項

四 棄児、迷児及遺児ニ関スル事項

五 精神病者及行旅病死人ニ関スル事項

六 漂流物ニ関スル事項

七 救護、扶助及保護（戦時災害ニ因ル保護ヲ含ム）  
ニ関スル事項

八 方面委員会及社会事業団体ニ関スル事項

九 方面館及方面事務所ノ管理ニ関スル事項

十 移住民ニ関スル事項

十一 市営住宅、市営浴場及児童遊園ニ関スル事項

十二 保健衛生ニ関スル事項

十三 国民体力管理ニ関スル事項

十四 体位向上及武道錬成ニ関スル事項

十五 健全慰樂及余暇利用ニ関スル事項

十六 墓地及火葬場ニ関スル事項

十七 公園ニ関スル事項

十八 保健衛生体育団体ニ関スル事項

#### 防衛課

一 区防空計画ニ関スル事項

二 防空ノ訓練及実施ニ関スル事項

三 防空設備資材ノ調査及整備促進ニ関スル事項

四 防火改修ノ斡旋ニ関スル事項

五 警防団ニ関スル事項

六 隣組防空群ノ育成指導ニ関スル事項

七 其ノ他防空及非常災害ニ関スル事項

#### 戸籍兵事課

一 戸籍及寄留ニ関スル事項

二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

三 身分、印鑑、恩給、扶助料等ニ関スル事項

四 多額納税議員及商工会議所議員ノ選挙資格調査ニ  
関スル事項

五 統計小票ニ関スル事項

六 兵事ニ関スル事項

七 国民徴用ニ関スル事項

八 在郷軍人ニ関スル事項

#### 財務課

一 諸税負担金其ノ他公課ノ賦課、徴収ニ関スル事項

二 使用料其ノ他税外収入ニ関スル事項

三 納税組合其ノ他納税施設ニ関スル事項

四 土地及家屋ニ関スル事項

五 家屋賃貸価格ニ関スル事項

六 舟船、自動車及自転車ニ関スル事項

七 課税洩調査ニ関スル事項

八 納税督促及滞納処分ニ関スル事項

九 徴支金ノ囑託及受託ニ関スル事項

十 収入支出ニ関スル事項

十一 保証金其ノ他ノ担保ニ関スル事項

十二 諸貸下金ニ関スル事項

十三 公金取扱所ニ関スル事項

- 十四 授業料及保育料ノ徴収ニ関スル事項
- 十五 決算ニ関スル事項
- 十六 物品ノ購買、売却、修繕及出納保管ニ関スル事項
- 十七 工事、運送、修繕其ノ他請負契約ニ関スル事項
- 十八 労力、舟車其ノ他ノ供給契約ニ関スル事項
- 十九 庁舎ノ管理ニ関スル事項
- 二十 市立学校、区庁舎其ノ他ノ営繕ニ関スル事項
- 二十一 庁中取締ニ関スル事項
- 二十二 給仕小使ニ関スル事項

親切課

- 一 区役所事務親切化ノ徹底ニ関スル事項
- 二 市民ノ要望ノ処理ニ関スル事項
- 三 市民ノ利便増進ニ関スル事項
- 四 親切感謝運動ニ関スル事項

区長ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ市長ノ承認ヲ受ケ前  
 項各課ノ分掌事項ノ一部ヲ変更スルコトヲ得  
 第七条及第十条中「係主任」ヲ「担当員」ニ改ム  
 第十三条中「会計課」ヲ「財務課」ニ改ム

昭和17年11月28日  
 東京市訓令甲第160号  
 東京市区役所処務規程中改正

第六条中庶務課事務分掌第一号ヲ左ノ如ク改ム  
 一 公印ノ管守ニ関スル事項

昭和17年12月5日  
 東京市訓令甲第166号  
 東京市区役所処務規程中改正

第六条 庶務課事務分掌第二号中「職員」ヲ「職傭員（給仕小使ヲ含ム）」ニ改メ同条中同課事務分掌第十二号ノ次ニ「十三 多額納税議員及商工会議所議員ノ選挙資格調査ニ関スル事項」ヲ加ヘ第十五号ヲ削リ第十三号ヲ第十四号、第十四号ヲ第十五号トシ第十七号ノ次ニ左ノ二号

ヲ加へ第十八号ヲ第二十号トス  
十八 庁舎ノ管理ニ関スル事項  
十九 市立学校、区庁舎其ノ他ノ営繕ニ関スル事項  
同条中健民課事務分掌第十三号ノ次ニ左ノ一号ヲ加へ第十  
四号ヲ第十五号トシ以下順次繰下グ  
十四 体力章検定ニ関スル事項  
同条中戸籍兵事課事務分掌第四号ヲ削リ第五号ヲ第四号ト  
シ以下順次繰上グ  
同条中財務課事務分掌第十九号、第二十号及第二十二号ヲ  
削リ第二十一号ヲ第十九号トス

昭和18年7月1日  
東京都訓令甲第16号  
東京都区役所処務規程制定

## 東京都区役所処務規程

### 第一章 総則

第一条 区役所ニ左ノ課、係ヲ置ク

総務課

総務係

文書係

会計係

税務課

庶務係

国税係

都税係

振興課

勤員係

町会係

貯蓄係

親切係

厚生課

保護係

軍事援護係

健民係

教育課

学事係  
教化係  
戸籍兵事課  
戸籍係  
兵事係  
経済課  
産業係  
配給係  
土木課  
管理係  
工事係  
防衛課  
防備係  
建築係

区長八都次長ノ承認ヲ受ケ前項ノ課、係ヲ変更スルコト  
ヲ得

前二項ノ外区長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ臨時  
二部又ハ班ノ類ヲ置キ事務ヲ処理セシムルコトヲ得

第二条 課ニ課長ヲ置キ区長之ヲ命免ス

課長ハ区長ノ命ヲ承ケ其ノ課ノ事務ヲ掌理シ課員ヲ指揮  
監督ス

第三条 課ノ係ニ係長ヲ置キ区長之ヲ命免ス

係長ハ課長ノ命ヲ承ケ係ノ事務ヲ分掌ス

第四条 課員ノ事務分担ハ課長之ヲ定ム

第五条 区長事故アルトキハ其ノ区勤務ノ上席事務官其ノ  
職務ヲ代理ス

第六条 主務課長事故アルトキハ上席属其ノ事務ヲ代理ス

第七条 前二条ノ規定ニ依リ代理シタル事項ハ遅滞ナク上  
司ノ閲覽ニ供スベシ

## 第二章 事務分掌

第八条 各課ノ事務分掌ノ概目左ノ如シ

総務課

- 一 官印及区印ノ管守ニ関スル事項
- 二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項
- 三 褒賞ニ関スル事項
- 四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項



- 五 統計及調査ニ関スル事項
- 六 予算ニ関スル事項
- 七 会計ニ関スル事項
- 八 区有財産及営造物ノ管理ニ関スル事項
- 九 区会ニ関スル事項
- 十 議員選挙ニ関スル事項
- 十一 他課ノ主管ニ属セザル事項

税務課

- 一 国税及都税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 二 税外収入ニ関スル事項
- 三 徴収金ノ囑託及受託ニ関スル事項
- 四 納税施設ニ関スル事項

振興課

- 一 町会及隣組ノ指導監督ニ関スル事項
- 二 貯蓄奨励ニ関スル事項
- 三 資源回収ニ関スル事項
- 四 親切感謝ノ気風作興ニ関スル事項
- 五 其ノ他国民運動ニ関スル事項

厚生課

- 一 救護、扶助及保護（戦時災害ニ因ル保護ヲ含ム）ニ関スル事項
- 二 住宅ニ関スル事項
- 三 軍事援護ニ関スル事項
- 四 体力増強ニ関スル事項
- 五 体力管理ニ関スル事項
- 六 保健衛生ニ関スル事項
- 七 拓殖民ニ関スル事項

教育課

- 一 神社ニ関スル事項
- 二 宗教ニ関スル事項
- 三 国民学校、国民夜学校、青年学校及区営幼稚園ニ関スル事項
- 四 青少年団ニ関スル事項
- 五 教育諸団体ニ関スル事項
- 六 学校体育及学校衛生ニ関スル事項

戸籍兵事課

- 一 戸籍及寄留ニ関スル事項
- 二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 三 身分、印鑑、恩給、扶助料等ノ証明ニ関スル事項
- 四 徴兵、徴募、召集、徴発其ノ他兵事ニ関スル事項

#### 經濟課

- 一 商工農及水産ニ関スル事項
- 二 企業許可及企業整備ニ関スル事項
- 三 物資ノ配給ニ関スル事項
- 四 度量衡ニ関スル事項
- 五 經濟諸団体ニ関スル事項
- 六 空閑地利用奨励其ノ他増産奨励ニ関スル事項

#### 土木課

- 一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園ノ維持管理ニ関スル事項
- 二 道路、水面、共同物揚場（港域内ノモノヲ除ク）等ノ占用使用ニ関スル事項
- 三 防衛土木工事ニ関スル事項

#### 防衛課

- 一 区防空計画ニ関スル事項
- 二 防空設備資材ノ整備ニ関スル事項
- 三 市街地建築物法ノ施行其ノ他建築ニ関スル事項

第九條 各係ノ事務分掌ノ概目左ノ如シ

#### 總務課

##### 總務係

- 一 官印及区印ノ管守ニ関スル事項
- 二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項
- 三 褒賞ニ関スル事項
- 四 予算ニ関スル事項
- 五 区会ニ関スル事項
- 六 議員選挙ニ関スル事項
- 七 水利組合ニ関スル事項
- 八 区役所派出所ニ関スル事項
- 九 他ノ課、係ニ属セザル事項

##### 文書係

- 一 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項
- 二 官報及公報ノ報告ニ関スル事項

三 各種統計及調査ニ関スル事項

四 宿直ニ関スル事項

会計係

一 国費、都費及区費ノ会計ニ関スル事項

二 決算ニ関スル事項

三 区有財産及営造物ノ管理ニ関スル事項

四 区金庫ニ関スル事項

五 現金、有価証券及担保物ノ出納保管ニ関スル事項

六 物品ノ調度ニ関スル事項

七 工事、運送、修繕其ノ他請負契約ニ関スル事項

八 労力、舟車其ノ他ノ供給契約ニ関スル事項

九 庁中取締ニ関スル事項

税務課

庶務係

一 納税組合其ノ他納税施設ニ関スル事項

二 諸税ノ賦課資料調査ニ関スル事項

三 納税督促及滞納処分ニ関スル事項

四 課外洩調査ニ関スル事項

五 税外諸収入ニ関スル事項

六 徴収金ノ囑託及受託ニ関スル事項

七 他ノ係ニ属セザル事項

国税係

一 国税（国税附加税ヲ含ム）ノ賦課徴収ニ関スル事項

二 段別税及不動産取得税ノ賦課徴収ニ関スル事項

都税係

一 都税（国税附加税、段別税及不動産取得税ヲ除ク）ノ賦課徴収ニ関スル事項

振興課

動員係

一 物心総動員運動ニ関スル事項

二 大政翼賛会、翼賛壮年団及大日本婦人会ニ関スル事項

三 戦時資源並ニ廃品ノ回収ニ関スル事項

四 他ノ係ニ属セザル事項

町会係

- 一 町会及隣組ノ指導監督ニ関スル事項
- 二 都民世帯票ノ整備ニ関スル事項

貯蓄係

- 一 国民貯蓄奨励ニ関スル事項
- 二 国民貯蓄組合ニ関スル事項
- 三 国債及戦時債券ノ消化促進ニ関スル事項

親切係

- 一 都民ノ要望処理ニ関スル事項
- 二 都民ノ利便増進ニ関スル事項
- 三 親切感謝運動ニ関スル事項
- 四 家庭用品ノ更生利用ニ関スル事項
- 五 不用品ノ交換斡旋ニ関スル事項

厚生課

保護係

- 一 救護、扶助及保護（戦時災害ニ因ル保護ヲ含ム）ニ関スル事項
- 二 災害救助ニ関スル事項
- 三 精神病者及行旅病死亡人ニ関スル事項
- 四 少年教護及児童虐待防止ニ関スル事項
- 五 方面委員会及社会事業団体ニ関スル事項
- 六 方面館、方面事務所及戦時託児所ノ管理ニ関スル事項
- 七 都営住宅、都営浴場並ニ宿泊所ノ管理ニ関スル事項
- 八 地代家賃統制及貸家組合ニ関スル事項
- 九 他ノ係ニ属セザル事項

軍事援護係

- 一 軍事扶助ニ関スル事項
- 二 軍事援護ニ関スル事項
- 三 銃後奉公会其ノ他軍事援護団体ニ関スル事項

健民係

- 一 国民体力管理ニ関スル事項
- 二 体力増強及武道錬成ニ関スル事項
- 三 体力章検定ニ関スル事項
- 四 厚生運動ニ関スル事項

五 保健衛生ニ関スル事項

六 防疫ニ関スル事項

教育課

学事係

一 国民学校、国民夜学校、青年学校及区営幼稚園  
ニ関スル事項

二 学校営繕ニ関スル事項

三 養護学級及養護学園ニ関スル事項

四 教育諸団体ニ関スル事項

五 他ノ係ニ属セザル事項

教化係

一 神社ニ関スル事項

二 宗教ニ関スル事項

三 社会教化ニ関スル事項

四 青少年団体其ノ他社会教化諸団体ニ関スル事項

戸籍兵事課

戸籍係

一 戸籍及寄留ニ関スル事項

二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

三 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事  
項

四 他ノ係ニ属セザル事項

兵事係

一 徴兵、徴募、召集、徴発其ノ他兵事ニ関スル事  
項

経済課

産業係

一 商工農及水産ニ関スル事項

二 企業許可及企業整備ニ関スル事項

三 増産奨励ニ関スル事項

四 経済団体ニ関スル事項

五 応召中小商工業者ノ生業援護ニ関スル事項

六 他ノ係ニ属セザル事項

配給係

一 物資ノ配給ニ関スル事項

二 配給機関ノ指導監督ニ関スル事項

三 度量衡ニ関スル事項

土木課

管理係

- 一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園ノ管理ニ関スル事項（技術ニ関スル事項ヲ除ク）
- 二 道路、水面及共同物揚場ノ占用使用ニ関スル事項
- 三 他ノ係ニ属セザル事項

工事係

- 一 道路、橋梁、河川、水路、堤塘、濠地、在来下水渠、物揚場、排水場、水門、樋門及坎樋等ノ維持修繕工事ニ関スル事項
- 二 堀鑿及損傷道路ノ復旧工事ニ関スル事項
- 三 既設道路ノ舗装工事ニ関スル事項
- 四 街路照明ノ維持及修繕工事ニ関スル事項
- 五 防空用貯水槽其ノ他防空用土木工事ニ関スル事項

防衛課

防備係

- 一 区防空計画ニ関スル事項
- 二 防空設備資材ノ整備ニ関スル事項
- 三 防空設備ノ管理ニ関スル事項
- 四 他ノ係ニ属セザル事項

建築係

- 一 市街地建築物法ノ施行其ノ他建築ニ関スル事項
- 二 庁舎ノ営繕ニ関スル事項

第十条 区長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ都次長ノ承認ヲ受ケ第八条及第九条ノ分掌事務ノ一部ヲ変更スルコトヲ得

第三章 文書收受

第十一条 区役所ニ到達シタル文書ハ總テ総務課長ニ於テ收受シ概ネ左ノ各号ニ依リ之ヲ処理スベシ

- 一 文書ハ直ニ開封シ発議事件ニ対スル回答等ハ文書發議簿ニ、其ノ他ハ文書收受簿ニ登録シ本書ニ收受年月日、記号及番号ヲ附シ区長ノ閲覽ニ供シタル後主務課長ニ配付スベシ

記号ハ収ノ字ニ区及主務課ノ頭字ヲ冠用スベシ  
 番号ハ一月ヨリ起リ十二月ニ止メ案件ノ完結ニ至ル迄  
 同一番号ヲ貫用スベシ  
 完結次年ニ亘リタル場合ニ於ケル作成文書ニハ其ノ番  
 号ノ起用年ヲ併記スベシ  
 本人又ハ使者持参ノ願届書類ハ主務課長ニ於テ之ヲ接  
 受シタル後前四項ノ手續ヲ為スベシ  
 二 親展文書ハ封緘ノ儘親展文書收受簿ニ登録シ直ニ区  
 長ニ差出スベシ  
 三 現金金券添付ノ文書ハ金券收受簿ニ登録シ現金金券  
 ハ直ニ会計係長ニ送付シ文書ノ余白ニ其ノ旨記入ノ上  
 第一号ノ手續ヲ為スベシ  
 四 電報ヲ收受シタルトキハ訳文ヲ添へ第一号ノ手續ヲ  
 為シ親展ニ係ルモノハ直ニ区长ニ差出スベシ  
 五 訴願書、訴訟書、異議申立書、議員当選承諾書又ハ  
 入札書等ニシテ收受日時ガ権利ノ得喪ニ関係ヲ有スル  
 モノハ收受ノ年月日時ヲ明記シ收受者之ニ捺印シ且其  
 ノ封皮ヲ添附ノ上第一号ノ手續ヲ為スベシ  
 六 收受文書ノ内容ガニ課以上ニ涉ルトキハ関係重キ課  
 ニ回付シ其ノ軽重ヲ定メ難キモノハ区长ノ指揮ヲ承ク  
 ベシ  
 七 訓令、指令等ニシテ例規ニ属スル文書ハ区长ノ閲覧  
 ニ供シタル後其ノ写ヲ主務課長ニ回付シ本書ハ総務課  
 ニ於テ之ヲ保管スベシ  
 八 收受スベカラザルコト明カナル文書ハ直ニ返送又ハ  
 移送ノ手續ヲ為スベシ

#### 第四章 文書処理

第十二条 主務課長文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ自ラ処理  
 スルモノヲ除クノ外当該事務主任者ヲシテ即日処理セシ  
 ムベシ此ノ場合ニ於テ当該事務主任者特別ノ事由ニ依リ  
 即日処理シ難キモノハ主務課長ノ承認ヲ受クベシ

第十三条 起案文書ハ総テ係長、課長ヲ經テ区长ノ決裁ヲ  
 受クベシ

第十四条 文書ノ処理ハ概ネ左ノ方法ニ依ルベシ

一回議用紙ヲ用ヒテ為ス文案ニハ標題ヲ附シ簡明ニ立  
 案スベシ

- 常例ニ依リ取扱フ文書ハ例文書式ヲ定メ又ハ簿冊ニ依リ処理スベシ
- 事件ノ輕易ナルモノ又ハ上司ノ供閱ニ止マルモノハ文書ノ余白ニ処理案ヲ朱記シ決裁ヲ受クベシ
- 二 起案文書ニハ回議用紙ヲ用ヒタル場合ニ於テハ該当相当欄ニ、文書ノ余白ヲ利用シ処理シタル場合ニ於テハ其ノ余白ニ文書編纂保存規程ニ定ムル編纂部類及保存區別ヲ記入スベシ
- 三 諸証明及奥書、奥印等ヲ為ストキハ起案回議手續ヲ省略シ割印簿ニ依リ処理スベシ
- 四 他課ノ主管事務ニ関連ヲ有スルモノハ必ズ關係課ニ合議又ハ回覧スベシ
- 五 合議ヲ受ケタル文書ニシテ施行前又ハ施行後ニ再回ヲ要スルモノハ課名ノ上部ニ夫々「施行前要再回」、「施行後要再回」ノ印ヲ押捺シ再回後ハ其ノ下ニ認印シテ起案者ニ返付スベシ
- 六 未結文書ハ完結ニ至ル迄之ヲ一括シ常ニ其ノ經過ヲ明瞭ナラシムベシ
- 七 完結文書ハ其ノ余白ニ「完結」ノ印ヲ押捺シ所定ノ順序ニ從ヒ編纂スベシ
- 第十五条 合議文書ニシテ意見ヲ異ニシ其ノ議協ハザルトキハ上司ノ決裁ヲ受クベシ
- 第十六条 決裁済ノ文書ニシテ都長官名、区长名又ハ区名ヲ以テ発スルモノハ総務課ニ於テ直ニ之ヲ淨書スベシ但シ別紙ノ類ハ主務課ニ於テ淨書回付スベシ
- 發議事件ニ係ル文書ハ文書發議簿ニ之ヲ登録シ本書ニハ發議年月日、記号及番号ヲ附スベシ此ノ場合ニ於テハ第十一条第一号ノ規定ハ其ノ記号及番号ニ付之ヲ準用ス
- 課長名、課名ヲ以テスルモノハ其ノ課ニ於テ淨書ノ上原議ト共ニ總務課ニ回付スベシ
- 第五章 文書發送
- 第十七条 淨書済ノ文書ハ總務課ニ於テ回議書ト割印ヲ為シ校合ノ上施行年月日及番号ヲ記シ官公印ヲ押捺シ之ヲ發送簿又ハ郵送簿ニ記入シ發送スベシ
- 各課ヨリ發送スベキ文書ノ回付アリタルトキハ前二項ノ例ニ依リ發送ノ手續ヲ為スベシ



第十八条 施行済ノ回議及閱覽済ノ文書ハ關係簿冊ニ其ノ旨記入ノ上主務課ニ回付スベシ

第十九条 回議文書中様式、文例等ニ違ヒ又ハ誤謬アリト認ムルトキハ總務課長ニ於テ起案ノ主旨ニ反セザル範圍ニ於テ適當ニ修補スベシ

#### 第六章 文書編纂及保存

第二十条 完結文書ハ各課長ニ於テ編纂スベシ

第二十一条 編纂済ニ係ル文書ハ總務課長ニ於テ保存スベシ

第二十二条 文書ノ編纂保存規程ハ別ニ之ヲ定ム

#### 第七章 服務心得

第二十三条 職員出勤シタルトキハ自ラ出勤簿ニ捺印スベシ

疾病其ノ他事故ニ因リ遅刻又ハ早退ノ場合ニ於テハ遅参早退簿ニ其ノ事由ヲ記シ署名捺印スベシ

出勤簿及遅参早退簿ハ總務課長之ガ整理及保管ヲ為スベシ

第二十四条 疾病其ノ他事故ニ因リ登庁シ能ハザルトキハ出勤時限後三十分以内ニ其ノ事由ヲ届出ヅベシ

第二十五条 疾病ノ為欠勤十五日以上ニ及ブトキハ医師ノ診断書ヲ添へ届出ヅベシ其ノ届出期間經過後尚引続キ十五日以上欠勤セントスルトキ亦同ジ

第二十六条 休暇ヲ乞ヒ又ハ私事旅行ノ許可ヲ請ハントスルトキハ前日迄ニ其ノ手續ヲ了スベシ但シ疾病ノ為十五日以上ニ涉リ転地療養セントスル者ハ医師ノ診断書ヲ添附スベシ

第二十七条 執務時間中私事ノ為一時外出セントスルトキハ上司ノ承認ヲ受クベシ

第二十八条 忌服ヲ受ケタルトキハ直ニ届出ヅベシ父母ノ忌祭ニ当リ出勤セザルトキ亦同ジ

第二十九条 現役兵トシテ入営ヲ命ゼラレ若ハ陸海軍ニ召集セラレタルトキ又ハ国家総動員法ニ基キ徵用セラレタルトキハ之ヲ証スベキ書面ヲ添へ直ニ届出ヅベシ入隊後階級ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ  
簡閲点呼ニ参会ヲ命ゼラレ又ハ徵兵検査受検等ノ為出勤シ能ハザルトキハ前項ニ準ジ届出ヅベシ

- 第三十条 新ニ採用セラレタル者ハ履歴書及住所届ヲ三日以内ニ提出スベシ  
転勤ヲ命ゼラレ着任シタルトキハ三日以内ニ住所届ヲ提出スベシ  
本籍、住所、身分、氏名等ニ異動ヲ生ジタルトキハ速ニ其ノ旨届出ツベシ  
前各項ノ場合ニ於テ東京都外ニ居住セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ上司ノ許可ヲ受クベシ
- 第三十一条 休職、退官、退職、転任等ノ場合ハ速ニ其ノ担任事務ノ処理顛末ヲ記シ引継書ヲ作り後任者ニ引継グベシ  
事務引継ヲ了シタルトキハ前任及後任者連署ヲ以テ届出ツベシ
- 第三十二条 職員ノ願届書ハ総テ主務課長ノ検印ヲ受ケ総務課ニ提出スベシ
- 第三十三条 出張其ノ他病欠勤等ノ為執務スルコト能ハザル場合ニ於テ担任事務中緊急ヲ要スル事項ニ付テハ上司ノ承認ヲ受ケ他ノ職員ニ引継ギ事務処理ニ遅滞ナカラシムベシ
- 第三十四条 文書類ハ主務課長ノ承認ヲ得ズシテ之ヲ他ニ示シ又ハ其ノ謄本ヲ与フルコトヲ得ズ
- 第三十五条 退庁ノ際ハ保管ノ文書及物品ハ遺漏ナク所定ノ場所ニ収置シ不在ノ場合ト雖モ之ガ検索ニ支障ナカラシムベシ
- 第三十六条 職員ノ管内出張又ハ二日以内ノ隣接県下へ出張及其ノ他ノ地域ニシテ宿泊ヲ要セザル場合ノ出張ハ別ニ定ムル出張命令簿ニ依リ出張ノ前日迄ニ所要ノ手續ヲ了シ主務課長之ガ令達ヲ為スベシ
- 第三十七条 出張先ニ於テ予定ヲ変更セントスルトキハ電報又ハ電話等ヲ以テ直ニ上司ノ承認ヲ受クベシ
- 第三十八条 前二条ノ手續ヲ了シタルトキハ主務課長ハ総務課長ニ通知スベシ
- 第三十九条 第三十六条ノ規定ノ適用ヲ受ケザル管外出張ハ区長之ガ内申ヲ為スベシ
- 第四十条 出張ヲ為シタル者帰庁シタルトキハ遅滞ナク文書又ハ口頭ヲ以テ其ノ要領ヲ上司ニ復命スベシ

第四十一条 左ノ場合ニ於テハ關係者ハ直ニ登庁シ區長又  
ハ課長ノ指揮ヲ承クベシ  
一 兵員ノ召集、馬匹其ノ他徵發令達アリタルコトヲ聞  
知シタルトキ  
二 區役所近傍ニ出火アリタルトキ  
三 非常異変ノ生ジタルトキ  
四 其ノ他上司ヨリ命令アリタルトキ

第六章 宿直心得

第四十二条 宿直ハ二人トシ職員ノ中ヨリ之ニ充ツ但シ課  
長以上ノ職ニ在ル者及特殊勤務ニ服スル者ニシテ勤務時  
限等ニ支障アル者ハ此ノ限ニ在ラズ  
宿直ノ輪番順序ハ平日ト休日トニ區別シ總務課ニ於テ予  
メ之ヲ定メ当番者ニ通知スベシ

第四十三条 宿直員ノ勤務時間ハ退庁時限ヨリ翌日出勤時  
限迄、休日ハ出勤時限ヨリ翌日出勤時限迄トス

第四十四条 宿直所管ノ簿冊等左ノ如シ

- 一 宿直日誌
- 一 文書收受簿
- 一 送付簿
- 一 印箱
- 一 職員宿所録
- 一 郵便切手
- 一 鍵箱
- 一 非常警備ニ關スル書類
- 一 其ノ他特ニ所管ヲ命ゼラレタル物件

第四十五条 宿直員ハ緊急ヲ要スル文書ノ收受又ハ發送ヲ  
為スベシ  
前項ノ收受發送ヲ為シタル文書及宿直ニ於テ取扱ヒタル  
文書ハ翌日出勤時限ニ總務課長ニ引継グベシ

第四十六条 電報又ハ至急ノ文書等到達シタルトキハ直ニ  
區長、總務課長及主務課長ノ指揮ヲ承クベシ

第四十七条 現金又ハ金券ヲ收受シタルトキハ嚴重ニ管守  
シ翌日總務課長ニ引継グベシ

第四十八条 兵員ノ召集又ハ徵發ノ令達アリタルトキハ其  
ノ令達ノ封筒受領ノ欄ニ受領シタル者ノ職氏名及日時分  
ヲ記入シ宿直員認印ノ上之ヲ返付シ直ニ區長、總務課長

- 及戸籍兵事課長ニ急報シ同時ニ非番小使ヲ召集シ且令達  
受領ノ日時分ハ必ズ宿直日誌ニ記載スベシ
- 第四十九条 宿直員ハ構内及庁舎ヲ監守シ当直ノ小使等ヲ  
指揮監督シ非常異変ノ場合ニ於テハ直ニ臨機ノ措置ヲ為  
スベシ
- 第五十条 区内ニ火災、水害等アリタルトキハ直ニ都庁ニ  
通報スベシ
- 第五十一条 宿直時限中ニ生ジタル事件ハ總テ宿直日誌ニ  
記載シ翌日総務課長ニ提出スベシ
- 雜 則
- 第五十二条 区長ハ事務整理ノ為都次長ノ認可ヲ經テ処務  
細則ヲ設クルコトヲ得

昭和18年11月1日  
東京都訓令甲第187号  
東京都区役所処務規程中改正

- 第五条 区長不在ノトキハ総務課長其ノ事務ヲ代決ス
- 第六条 主務課長不在ノトキハ主務係長其ノ事務ヲ代決ス
- 第七条 前二条ノ規定ニ依リ代決シタル事項ハ遅滞ナク上  
司ノ閲覽ニ供スベシ
- 第八条 中総務課事務分掌第七号ヲ左ノ如ク改ム
- 七 会計及用度ニ關スル事項
- 同条中教育課事務分掌第三号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第四号  
ヲ五号トシ以下順次繰下グ
- 四 社会教化ニ關スル事項
- 同条中戸籍兵事課事務分掌第四号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ
- 五 国民徴用ニ關スル事項
- 第九条 中「各係ノ事務分掌」ヲ「各係ノ掌理事項」ニ改ム
- 同条中教育課教化係掌理事項第四号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ
- 五 壮丁ノ学力調査ニ關スル事項
- 同条中戸籍兵事課兵事係掌理事項第一号ノ次ニ左ノ一号ヲ  
加フ
- 二 国民徴用ニ關スル事項
- 同条中防衛課建築係掌理事項第一号ヲ「一 市街地建築物  
法ノ施行ニ關スル事項」ニ改メ同号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ

第二号ヲ第三号トス

二 其ノ他建築物及工作物ニ関スル事項

第十三条 区長ノ決裁ヲ受クベキ文書ハ總テ總務課長ヲ經由スベシ

昭和18年12月23日

東京都訓令甲第222号

東京都区役所処務規程中改正

第八条中防衛課事務分掌第一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第二号ヲ第三号、第三号ヲ第四号トス

二 疎散ニ関スル事項

第九条中防衛課防備係掌理事項ノ次ニ左ノ如ク加フ

疎散係

- 一 疎散ノ指導斡旋及助成金ノ交付ニ関スル事項
- 二 疎散ノ相談ニ関スル事項
- 三 疎散ノ基礎調査ニ関スル事項
- 四 転入規制ニ関スル事項

昭和19年4月1日

東京都訓令甲第63号

東京都区役所処務規程中改正

第八条中厚生課事務分掌中第三号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第四号ヲ第五号トシ以下順次繰下グ

四 国民徴用扶助及援護ニ関スル事項

第九条中厚生課軍事援護係掌理事項第二号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第三号ヲ第四号トス

三 国民徴用扶助及援護ニ関スル事項

昭和19年4月27日

東京都訓令甲第92号

東京都区役所支所規程制定(5月1日より施行)

東京都区役所支所規程

第一章 総則

第一条 区長ノ事務ヲ分掌セシムル為区役所支所ヲ設クル  
コトヲ得其ノ位置、名称及管轄区域ハ別ニ之ヲ定ム

第二条 支所長ハ事務官ヲ以テ之ニ充テ都長官之ヲ命ズ  
支所長ハ区長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ノ官吏及吏員  
ヲ指揮監督ス

第三条 支所ニ左ノ課、係ヲ置ク

総務課

総務係

教育係

会計係

税務課

徴収係

賦課係

民生課

振興係

戸籍係

厚生係

経済課

産業係

配給係

防衛土木課

防衛係

土木係

支所長ハ区長ヲ経民生局長ノ承認ヲ受ケ前項ノ係ヲ変更  
スルコトヲ得

第四条 各課ニ課長ヲ置キ区長之ヲ命ズ

課長ハ支所長ノ命ヲ承ケ其ノ課ノ事務ヲ掌理シ課員ヲ指  
揮監督ス

第五条 課ノ係ニ係長ヲ置キ支所長之ヲ命ズ

係長ハ課長ノ命ヲ承ケ係ノ事務ヲ分掌ス

第六条 課員ノ事務分担ハ課長之ヲ定ム

第七条 支所長不在ノトキハ総務課長其ノ事務ヲ代決ス

第八条 主務課長不在ノトキハ主務係長其ノ事務ヲ代決ス

第九条 前二条ノ規定ニ依リ代決シタル事項ハ遅滞ナク上  
司ノ閲覽ニ供スベシ

第二章 事務分掌

第十条 各課ノ事務分掌ノ概目左ノ如シ

総務課

- 一 官印及公印ノ管守ニ関スル事項
- 二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項
- 三 褒賞ニ関スル事項
- 四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項
- 五 官報及公報ノ報告ニ関スル事項
- 六 選挙及陪審員ノ候補者資格ノ調査其ノ他各種ノ調査及統計ニ関スル事項
- 七 予算、決算、会計及用度ニ関スル事項
- 八 神社ニ関スル事項
- 九 宗教ニ関スル事項
- 十 国民学校、国民夜学校、青年学校其ノ他教育及社会教化ニ関スル事項
- 十一 青少年団体其ノ他教育教化団体ニ関スル事項
- 十二 財産及营造物ノ管理ニ関スル事項
- 十三 支所出張所ニ関スル事項
- 十四 他課ノ主管ニ属セザル事項

税務課

- 一 国税及都税ノ賦課徴収ニ関スル事項
- 二 税外諸収入ニ関スル事項
- 三 徴収金ノ囑託及受託ニ関スル事項
- 四 納税組合其ノ他納税施設ニ関スル事項

民生課

- 一 町会及隣組ノ指導監督ニ関スル事項
- 二 貯蓄奨励及貯蓄組合ニ関スル事項
- 三 資源回収ニ関スル事項
- 四 国民運動ニ関スル事項
- 五 戸籍及寄留ニ関スル事項
- 六 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 七 身分、印鑑、恩給及扶助料ノ証明ニ関スル事項
- 八 兵事ニ関スル事項
- 九 住宅ニ関スル事項
- 十 体力管理及体力増強ニ関スル事項
- 十一 保健衛生ニ関スル事項
- 十二 拓殖民ニ関スル事項

經濟課

- 一 商工農及水産ニ関スル事項
- 二 企業許可及企業整備ニ関スル事項
- 三 物資ノ配合ニ関スル事項
- 四 度量衡ニ関スル事項
- 五 經濟諸団体ニ関スル事項
- 六 空閑地利用奨励其ノ他増産奨励ニ関スル事項

防衛土木課

- 一 支所防空計画ニ関スル事項
- 二 疎散ニ関スル事項
- 三 防空設備資材ノ整備ニ関スル事項
- 四 建築ニ関スル事項
- 五 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園ノ維持管理ニ関スル事項
- 六 道路、水面、共同物揚場等ノ占用使用ニ関スル事項
- 七 防衛土木工事ニ関スル事項

第十一条 各係ノ掌理事項ノ概目左ノ如シ

総務課

総務係

- 一 官印及公印ノ管守ニ関スル事項
- 二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項
- 三 褒賞ニ関スル事項
- 四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項
- 五 官報及公報ノ報告ニ関スル事項
- 六 各種統計及調査ニ関スル事項
- 七 各種選挙及陪審員候補者資格ノ調査ニ関スル事項
- 八 予算ニ関スル事項
- 九 支所出張所ニ関スル事項
- 十 宿直ニ関スル事項
- 十一 他ノ課、係ニ属セザル事項

教育係

- 一 神社ニ関スル事項
- 二 宗教ニ関スル事項
- 三 社会教化ニ関スル事項



四 国民学校、国民夜学校、青年学校ニ関スル事項

五 養護学級及養護学園ニ関スル事項

六 青少年団体其ノ他教育及教化諸団体ニ関スル事項

七 学校体育及学校衛生ニ関スル事項

八 壮丁ノ学力調査ニ関スル事項

#### 会計係

一 都費ノ会計ニ関スル事項

二 決算ニ関スル事項

三 庁舎及学校ノ営繕其ノ他营造物ノ管理ニ関スル事項

四 支所金庫ニ関スル事項

五 現金、有価証券及担保物ノ出納保管ニ関スル事項

六 物品ノ調度ニ関スル事項

七 工事、運送、修繕其ノ他請負契約ニ関スル事項

八 労力、舟車其ノ他ノ供給契約ニ関スル事項

九 庁中取締ニ関スル事項

#### 税務課

##### 徴収係

一 納税組合其ノ他納税施設ニ関スル事項

二 諸税ノ賦課資料調査ニ関スル事項

三 納税督促及滞納処分ニ関スル事項

四 課税洩調査ニ関スル事項

五 税外諸収入ニ関スル事項

六 徴収金ノ囑託及受託ニ関スル事項

七 課内他係ニ属セザル事項

##### 賦課係

一 国税ノ賦課ニ関スル事項

二 都税ノ賦課ニ関スル事項

#### 民生課

##### 振興係

一 物心総動員運動ニ関スル事項

二 大政翼賛会、翼賛壮年団及大日本婦人会ニ関スル事項

三 戦時資源並ニ廃品回収ニ関スル事項

- 四 町会及隣組ノ指導監督ニ関スル事項
- 五 都民世帯票ニ関スル事項
- 六 国民貯蓄奨励ニ関スル事項
- 七 国民貯蓄組合ニ関スル事項
- 八 国債及戦時債券ノ消化促進ニ関スル事項
- 九 家庭用品更生利用ニ関スル事項
- 十 不用品ノ交換斡旋ニ関スル事項
- 十一 課内他係ニ属セザル事項

戸籍係

- 一 戸籍及寄留ニ関スル事項
- 二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 三 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項
- 四 兵事ニ関スル願届書ノ受理、通達文書ノ交付及兵籍ノ異動其ノ他兵事ニ関スル事項

厚生係

- 一 救護、扶助及保護(戦時災害ニ因ル保護ヲ含ム)ニ関スル事項
- 二 災害救助ニ関スル事項
- 三 精神病者及行旅病死亡人ニ関スル事項
- 四 少年救護及児童虐待防止ニ関スル事項
- 五 方面委員会及社会事業団体ニ関スル事項
- 六 戦時託児所ノ管理ニ関スル事項
- 七 都営住宅、都営浴場並ニ宿泊所ノ管理ニ関スル事項
- 八 住宅ニ関スル事項
- 九 地代家賃統制及貸家組合ニ関スル事項
- 十 軍事扶助ニ関スル事項
- 十一 軍事援護ニ関スル事項
- 十二 国民徴用扶助並ニ援護ニ関スル事項
- 十三 銃後奉公会其ノ他軍事援護団体ニ関スル事項
- 十四 国民体力管理ニ関スル事項
- 十五 体力増強及武道錬成ニ関スル事項
- 十六 体力章検定ニ関スル事項
- 十七 厚生運動ニ関スル事項
- 十八 拓殖民ニ関スル事項

十九 保健衛生ニ関スル事項

二十 防疫ニ関スル事項

經濟課

産業係

一 商工農及水産ニ関スル事項

二 企業許可及企業整備ニ関スル事項

三 空閑地利用奨励其ノ他増産奨励ニ関スル事項

四 經濟団体ニ関スル事項

五 応召中小商工業者ノ生業援護ニ関スル事項

六 課内他係ニ属セザル事項

配給係

一 物資ノ配給ニ関スル事項

二 配給機関ノ指導監督ニ関スル事項

三 度量衡ニ関スル事項

防衛土木課

防衛係

一 支所防空計画ニ関スル事項

二 疎開ノ指導斡旋及助成金ノ交付ニ関スル事項

三 疎開相談ニ関スル事項

四 疎開ノ基礎調査ニ関スル事項

五 転入規制ニ関スル事項

六 防空設備資材ノ整備ニ関スル事項

七 市街地建築物法ノ施行ニ関スル事項

八 其ノ他建築物及工作物ニ関スル事項

九 防空設備ノ管理ニ関スル事項

十 課内他係ニ属セザル事項

土木係

一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場其ノ他ノ土木施設及公園ノ管理並ニ其ノ修繕工事ニ関スル事項

二 道路、水面及共同物揚場ノ占用使用ニ関スル事項

三 掘鑿及損傷道路ノ復旧工事ニ関スル事項

四 既設道路ノ舗装工事ニ関スル事項

五 街路照明ノ維持及修繕工事ニ関スル事項

六 防空用貯水槽其ノ他防空用土木工事ニ関スル事項

第十三条 支所長ハ区長ヲ經民生局長ノ承認ヲ承ケ前条ノ分掌事務ノ一部ヲ変更スルコトヲ得

第十四条 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外東京都区役所処務規程ヲ準用ス

昭和19年5月1日

東京都訓令甲第94号

東京都区役所処務規程中改正

第一条第二項ヲ左ノ如ク改ム

区長ハ民生局長ノ承認ヲ受ケ前項ノ係ヲ変更スルコトヲ得

第八条中総務課掌理事項第八号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第九号ヲ第十号トシ以下順次繰下グ

九 庁舎、倉庫其ノ他ノ建物及其ノ敷地並ニ材料置場ノ借入及管理ニ関スル事項

第九条中総務課会計係掌理事項第三号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第四号ヲ第五号トシ以下順次繰下グ

四 庁舎、倉庫其ノ他ノ建物及其ノ敷地並ニ材料置場ノ借入及管理ニ関スル事項

同条中厚生課保護係掌理事項第七号中「都営住宅、」ノ下ニ「不良住宅地区改善事業ニ基ク住宅並ニ」ヲ加ヘ「並ニ宿泊所」ヲ削ル

同条中経済課産業係掌理事項第三号中「増産奨励」ノ上ニ「戦時農園等空閑地利利用奨励其ノ他」ヲ加フ

同条中同課配給係掌理事項第二号中「配給機関ノ」ノ下ニ「査察」ヲ加フ

第十条中「都次長」ヲ「民生局長」ニ改ム

昭和19年10月24日

東京都訓令甲第213号

東京都区役所処務規程中改正

第八条中振興課事務分掌第五号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

六 尿尿ノ非常処理作業ニ対スル都民協力ニ関スル事項

第九条中振興課町会係掌理事項第二号ノ次ニ左ノ一号ヲ加

フ

三 尿尿ノ非常処理作業ニ対スル都民協力ニ関スル事項

昭和19年10月24日

東京都訓令甲第214号

東京都区役所支所規程中改正

第十条 中 民生課事務分掌第十二号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

十三 尿尿非常処理作業ニ対スル都民協力ニ関スル事項

第十一条 中 民生課振興係掌理事項第十号ノ次ニ左ノ一号ヲ  
加ヘ第十一号ヲ第十二号トス

十一 尿尿非常処理作業ニ対スル都民協力ニ関スル事項

昭和20年6月8日

東京都訓令甲第74号

東京都区役所処務規程中改正

第一条 第一項ヲ左ノ如ク改ム

区役所ニ左ノ課、係ヲ置ク

総務課

総務係

振興係

教育係

財務課

会計係

税務係

民生課

厚生係

衛生係

経済課

産業係

食料係

生活物資係

軍事戸籍課

兵事係

戸籍係

軍事援護係  
衛生土木課  
防衛係  
建築係  
土木係

第八条 各課ノ事務分掌ノ概目左ノ如シ

総務課

- 一 官印及区印ノ管守ニ関スル事項
- 二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項
- 三 褒賞ニ関スル事項
- 四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項
- 五 統計及調査ニ関スル事項
- 六 区会ニ関スル事項
- 七 議員選挙ニ関スル事項
- 八 教育ニ関スル事項
- 九 神社及宗教ニ関スル事項
- 十 町会及隣組ニ関スル事項
- 十一 貯蓄奨励ニ関スル事項
- 十二 国民運動ニ関スル事項
- 十三 他課ニ属セザル事項

財務課

- 一 予算ニ関スル事項
- 二 会計及用度ニ関スル事項
- 三 区有財産及営造物ニ関スル事項
- 四 税及税外収入ニ関スル事項

民生課

- 一 救護、扶助及保護ニ関スル事項
- 二 体力増強及管理ニ関スル事項
- 三 拓殖民ニ関スル事項
- 四 保健衛生ニ関スル事項
- 五 清掃ニ関スル事項
- 六 防疫ニ関スル事項

経済課

- 一 商、工、農及水産ニ関スル事項
- 二 企業許可及企業整備ニ関スル事項
- 三 物資配給ニ関スル事項

四 度量衡ニ関スル事項

五 資源回収ニ関スル事項

軍事戸籍課

一 兵事ニ関スル事項

二 戸籍及寄留ニ関スル事項

三 身分、印鑑、恩給、扶助料等ノ証明ニ関スル事項

四 国民徴用ニ関スル事項

五 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

六 軍事援護ニ関スル事項

防衛土木課

一 防空ニ関スル事項

二 疎開ニ関スル事項

三 建築ニ関スル事項

四 住宅ニ関スル事項

五 土木ニ関スル事項

第九條 各係ノ掌理事項ノ概目左ノ如シ

総務課

総務係

一 官印及区印ノ管守ニ関スル事項

二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項

三 褒賞ニ関スル事項

四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項

五 統計及調査ニ関スル事項

六 官報及公報ニ関スル事項

七 区会ニ関スル事項

八 議員選挙ニ関スル事項

九 水利組合ニ関スル事項

十 区役所支所及出張所ニ関スル事項

十一 宿直ニ関スル事項

十二 他ノ、係ニ属セザル事項

振興係

一 町会及隣組ニ関スル事項

二 貯蓄奨励ニ関スル事項

三 国民運動ニ関スル事項

教育係

一 神社及宗教ニ関スル事項

- 二 教育ニ関スル事項
- 財務課
- 会計係
  - 一 予算ニ関スル事項
  - 二 国費、都費及区費ノ会計ニ関スル事項
  - 三 決算ニ関スル事項
  - 四 区有財産及営造物ニ関スル事項
  - 五 区金庫ニ関スル事項
  - 六 現金、有価証券及担保物ノ出納保管ニ関スル事項
  - 七 物品ノ調達其ノ他契約ニ関スル事項
  - 八 庁中取締ニ関スル事項
  - 九 他ノ係ニ属セザル事項
- 税務係
  - 一 税及税外収入ニ関スル事項
  - 二 納税施設ニ関スル事項
- 民生課
- 厚生係
  - 一 救護 医療救護ヲ除ク 扶助及保護ニ関スル事項
  - 二 精神病者及行旅病死亡人ニ関スル事項
  - 三 少年救護、児童虐待防止其ノ他厚生事業ニ関スル事項
  - 四 方面委員ニ関スル事項
  - 五 興生事業ニ関スル事項
  - 六 体力増強及管理ニ関スル事項
  - 七 拓殖民ニ関スル事項
  - 八 他ノ係ニ属セザル事項
- 衛生係
  - 一 区民ノ健康増進、清掃、防疫其ノ他保健衛生ニ関スル事項
  - 二 医療救護ニ関スル事項
  - 三 保健所ニ関スル事項
- 経済課
- 産業係
  - 一 商、工、農及水産ニ関スル事項



- 二 企業許可及企業整備ニ関スル事項
- 三 度量衡ニ関スル事項
- 四 資源回収ニ関スル事項
- 五 空閑地利用其ノ他増産奨励ニ関スル事項
- 六 家庭用品ノ更生利用ニ関スル事項
- 七 他ノ係ニ属セザル事項

食料係

- 一 食料品ノ配給ニ関スル事項
- 二 食料品配給機関ノ指導監督ニ関スル事項

生活物資係

- 一 生活物資（食料品ヲ除ク）ノ配給ニ関スル事項
- 二 生活物資（食料品ヲ除ク）配給機関ノ指導監督ニ関スル事項

軍事戸籍課

兵事係

- 一 徴兵、徴募、召集、徴発其ノ他兵事ニ関スル事項
- 二 国民徴用ニ関スル事項
- 三 他ノ係ニ属セザル事項

戸籍係

- 一 戸籍及寄留ニ関スル事項
- 二 身分、印鑑、恩給、扶助料等ノ証明ニ関スル事項
- 三 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

軍事援護係

- 一 軍事扶助及援護ニ関スル事項
- 二 国民徴用扶助及援護ニ関スル事項

防衛土木課

防衛係

- 一 区防空計画ニ関スル事項
- 二 防空設備資材ノ整備ニ関スル事項
- 三 疎開ニ関スル事項
- 四 他ノ係ニ属セザル事項

建築係

- 一 建築ニ関スル事項
- 二 住宅ニ関スル事項

三 地代家賃統制令及貸家組合法ノ施行ニ関スル事項

四 庁舎ノ営繕ニ関スル事項

土木係

一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園等ノ維持管理ニ関スル事項

二 道路、水面、共同物揚場（港域内ノモノヲ除ク）等ノ占用使用ニ関スル事項

三 防衛土木工事ニ関スル事項

第十条ノ二 都長官ノ指定スル区役所ノ課、係ニ関シテ八  
第一条第一項第八条及第九条ノ規定ニ拘ラズ別ニ之ヲ定  
ム

昭和20年6月8日

東京都訓令甲第75号

東京都区役所処務規程中第10条ノ2ノ区役所ノ課、係制定

東京都区役所処務規程第十条ノ二ノ区役所ノ課、係  
第一条 東京都区役所処務規程第十条ノ二ノ区役所ニ左ノ  
課、係ヲ置ク

総務課

総務係

教育係

財務係

民生経済課

民生係

経済係

軍事戸籍課

軍事係

戸籍係

防衛土木課

防衛係

土木係

第二条 各課ノ事務分掌ノ概目左ノ如シ

総務課

- 一 官印及区印ノ管守ニ関スル事項
- 二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項
- 三 褒賞ニ関スル事項
- 四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項
- 五 統計及調査ニ関スル事項
- 六 区会ニ関スル事項
- 七 議員選挙ニ関スル事項
- 八 教育ニ関スル事項
- 九 神社及宗教ニ関スル事項
- 十 町会及隣組ニ関スル事項
- 十一 貯蓄奨励ニ関スル事項
- 十二 国民運動ニ関スル事項
- 十三 予算ニ関スル事項
- 十四 会計及用度ニ関スル事項
- 十五 区有財産及営造物ニ関スル事項
- 十六 税及税外収入ニ関スル事項
- 十七 他課ニ属セザル事項

民生經濟課

- 一 救護、扶助及保護ニ関スル事項
- 二 体力増強及管理ニ関スル事項
- 三 拓殖民ニ関スル事項
- 四 保健衛生、清掃及防疫ニ関スル事項
- 五 商、工、農及水産ニ関スル事項
- 六 物資ノ配給ニ関スル事項
- 七 度量衡ニ関スル事項
- 八 資源回収ニ関スル事項

軍事戸籍課

- 一 兵事ニ関スル事項
- 二 戸籍及寄留ニ関スル事項
- 三 身分、印鑑、恩給、扶助料等ノ証明ニ関スル事項
- 四 国民徴用ニ関スル事項
- 五 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 六 軍事援護ニ関スル事項

防衛土木課

- 一 防空ニ関スル事項
- 二 疎開ニ関スル事項

三 建築ニ関スル事項

四 住宅ニ関スル事項

五 土木ニ関スル事項

第三条 各係ノ掌理事項ノ概目左ノ如シ

総務課

総務係

一 官印及区印ノ管守ニ関スル事項

二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項

三 褒賞ニ関スル事項

四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項

五 統計及調査ニ関スル事項

六 官報及公報ニ関スル事項

七 区会ニ関スル事項

八 議員選挙ニ関スル事項

九 町会及隣組ニ関スル事項

十 貯蓄奨励ニ関スル事項

十一 国民運動ニ関スル事項

十二 水利組合ニ関スル事項

十三 宿直ニ関スル事項

十四 他ノ課、係ニ属セザル事項

教育係

一 神社及宗教ニ関スル事項

二 教育ニ関スル事項

財務係

一 予算及決算ニ関スル事項

二 国費、都費及区費ノ会計ニ関スル事項

三 税及税外収入ニ関スル事項

四 区有財産及営造物ニ関スル事項

五 区金庫ニ関スル事項

六 現金、有価証券及担保物ノ出納保管ニ関スル事項

七 物品ノ調達其ノ他契約ニ関スル事項

八 庁中取締ニ関スル事項

民生経済課

民生係

一 救護、扶助及保護ニ関スル事項

- 二 精神病者及行旅病死亡人ニ関スル事項
- 三 少年救護、児童虐待防止其ノ他厚生事業ニ関スル事項
- 四 方面委員ニ関スル事項
- 五 興生事業ニ関スル事項
- 六 体力増強及管理ニ関スル事項
- 七 拓殖民ニ関スル事項
- 八 保健衛生ニ関スル事項
- 九 保健所ニ関スル事項
- 十 他ノ係ニ属セザル事項

#### 経済係

- 一 商、工、農及水産ニ関スル事項
- 二 企業許可及企業整備ニ関スル事項
- 三 度量衡ニ関スル事項
- 四 資源回収ニ関スル事項
- 五 生活物資ノ配給ニ関スル事項
- 六 生活物資配給機関ノ措置監督ニ関スル事項
- 七 家庭用品ノ更生利用ニ関スル事項

#### 軍事戸籍課

##### 軍事係

- 一 徴兵、徴募、召募、徴発其ノ他兵事ニ関スル事項
- 二 国民徴用ニ関スル事項
- 三 軍事扶助及援護ニ関スル事項
- 四 国民徴用扶助及援護ニ関スル事項
- 五 他ノ係ニ属セザル事項

##### 戸籍係

- 一 戸籍及寄留ニ関スル事項
- 二 身分、印鑑、恩給、扶助料等ノ証明ニ関スル事項
- 三 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

#### 防衛土木課

##### 防衛係

- 一 区防空計画ニ関スル事項
- 二 防空設備資材ノ整備ニ関スル事項
- 三 疎開ニ関スル事項

- 四 建築ニ関スル事項
  - 五 地代家賃統制令及貸家組合法ノ施行其ノ他住宅ニ関スル事項
  - 六 庁舎ノ営繕ニ関スル事項
  - 七 他ノ係ニ属セザル事項
- 土木係
- 一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園等ノ維持管理ニ関スル事項
  - 二 道路、水面、共同物揚場（港域内ノモノヲ除ク）等ノ占用使用ニ関スル事項
  - 三 防衛土木工事ニ関スル事項

昭和20年9月1日  
東京都訓令甲第110号  
東京都区役所処務規程中改正

#### 第八章 宿直心得

- 第四十二条 宿直ハ二人トシ職員ノ中ヨリ之ニ充ツ但シ課長以上ノ職ニ在ル者及特殊勤務ニ服スル者ニシテ勤務時限等ニ支障アル者ハ此ノ限ニ在ラズ  
宿直輪番順序ハ平日ト休日トニ區別シ総務課ニ於テ予メ之ヲ定メ当番者ニ通知スベシ
- 第四十三条 宿直員ノ勤務時間ハ退庁時限ヨリ翌日出勤時限迄トス
- 第四十四条 宿直所管ノ簿冊等左ノ如シ
- 一 宿直日誌
  - 二 文書收受簿
  - 三 送付簿
  - 四 印箱
  - 五 職員宿所録
  - 六 郵便切手
  - 七 鍵箱
  - 八 非常警備ニ関スル書類
  - 九 其ノ他特ニ所管ヲ命ゼラレタル物件
- 第四十五条 宿直員ハ緊急ヲ要スル文書ノ收受又ハ發送ヲ為スベシ

- 前項ノ收受発送ヲ為シタル文書及宿直ニ於テ取扱ヒタル文書ハ翌日出勤時限ニ総務課長ニ引継グベシ
- 第四十六条 電報又ハ至急ノ文書等到達シタルトキハ直ニ区長、総務課長及主務課長ノ指揮ヲ承ケ其ノ到達ガ重要ナル権利ノ得喪ニ関係アル場合ハ必ず其ノ日時分ヲ宿直日誌ニ記載スベシ
- 第四十七条 現金又ハ金券ヲ收受シタルトキハ嚴重ニ管守シ翌日総務課長ニ引継グベシ
- 第四十八条 宿直員ハ構内及庁舎ヲ監守シ当直ノ小使等ヲ指揮監督シ非常災変ノ場合ニ於テハ直ニ臨機ノ措置ヲ為スベシ
- 第四十九条 区内ニ火災、水害等アリタルトキハ直ニ都庁ニ速報スベシ
- 第五十条 宿直時限中ニ生ジタル事件ハ總テ宿直日誌ニ記載シ翌日総務課長ニ提出スベシ
- 「第五十二条」ヲ「第五十一条」トス

昭和20年9月10日  
東京都訓令甲第116号  
東京都区役所処務規程中改正

- 第一条 中厚生係ノ次ニ「援護係」ヲ加フ
- 同条 中經濟課ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ軍事戸籍課及防衛土木課ノ項ヲ削ル
- 戸籍課
    - 本籍係
    - 寄留係
  - 土木課
    - 管理係
    - 土木係
    - 建築係
- 第八条 中民生課事務分掌第一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第二号ヲ第三号トシ以下順次繰下グ
- 二 軍事援護ニ関スル事項
- 同条 中「軍事戸籍課」「防衛土木課」ヲ夫々「戸籍課」「土木課」ニ改メ戸籍課事務分掌ヲ左ノ如ク改メ以下順次繰上

ゲ土木課事務分掌第一号ヲ削リ第二号ヲ第一号トシ以下順次繰上グ

- 一 本籍及寄留ニ関スル事項
- 二 身分、印鑑、恩給、扶助料等ノ証明ニ関スル事項
- 三 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

第九条中民生課厚生係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ  
援護係

- 一 軍人遺族及傷痍軍人ノ援護ニ関スル事項

同条中經濟課各係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ軍事戸籍課及防衛土木課各係掌理事項ノ項ヲ削ル  
戸籍課

本籍係

- 一 本籍ニ関スル事項
- 二 他ノ係ニ属セザル事項

寄留係

- 一 寄留ニ関スル事項
- 二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 三 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項

土木課

管理係

- 一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園等ノ管理ニ関スル事項
- 二 道路、水面、共同物揚場（港域内ノモノヲ除ク）等ノ占用使用ニ関スル事項
- 三 疎開ニ関スル事項
- 四 他ノ係ニ属セザル事項

土木係

- 一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園等ノ維持修繕工事ニ関スル事項

建築係

- 一 建築ニ関スル事項
  - 二 住宅ニ関スル事項
  - 三 地代家賃統制令及貸家組合法ノ施行ニ関スル事項
- 項
- 四 庁舎ノ営繕ニ関スル事項



昭和20年9月10日

東京都訓令甲第117号

東京都区役所処務規程中第10条ノ2ノ区役所ノ課、係改正

第一条 中民生經濟課「民生係」ノ次ニ「援護係」ヲ加フ  
同条 中民生經濟課ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ軍事戶籍課及防衛土木課ノ項ヲ削ル

戶籍課

本籍係

寄留係

土木課

管理係

土木係

第二条 中民生經濟課事務分掌第一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ  
第二号ヲ第三号トシ以下順次繰下グ

二 軍事援護ニ関スル事項

同条 中「軍事戶籍課」「防衛土木課」ヲ夫々「戶籍課」「土木課」ニ改メ戶籍課事務分掌ヲ左ノ如ク改メ土木課事務分掌第一号ヲ削リ第二号ヲ第一号トシ以下順次繰上グ

一 本籍及寄留ニ関スル事項

二 身分、印鑑、恩給、扶助料等ノ証明ニ関スル事項

三 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

第三条 中民生經濟課民生係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

援護係

一 軍人遺族及傷痍軍人援護ニ関スル事項

同条 中民生經濟課各係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ軍事戶籍課及防衛土木課各係掌理事項ノ項ヲ削ル

戶籍課

本籍係

一 本籍ニ関スル事項

二 他ノ係ニ屬セザル事項

寄留係

一 寄留ニ関スル事項

- 二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 三 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項

土木課  
管理係

- 一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園等ノ管理ニ関スル事項
- 二 道路、水路、共同物揚場（港域内ノモノヲ除ク）等ノ占用使用ニ関スル事項
- 三 疎開ニ関スル事項
- 四 建築ニ関スル事項
- 五 地代家賃統制令及貸家組合法ノ施行其ノ他住宅ニ関スル事項
- 六 庁舎ノ営繕ニ関スル事項
- 七 他ノ係ニ属セザル事項

土木係

- 一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園等ノ維持修繕工事ニ関スル事項

昭和20年9月25日  
東京都訓令甲第124号  
東京都区役所支所規程中改正

第三条第一項ヲ左ノ如ク改ム  
支所ニ左ノ課、係ヲ置ク

- 総務課  
    総務係  
    振興係  
    教育係  
財務課  
    會計係  
    稅務係  
民生課  
    厚生係  
    援護係  
    衛生係

經濟課

産業係

食料係

生活物資係

戸籍課

本籍係

寄留係

土木課

管理係

土木係

建築係

第十条 各課ノ事務分掌ノ概目左ノ如シ

総務課

- 一 官印及所印ノ管守ニ関スル事項
- 二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項
- 三 褒賞ニ関スル事項
- 四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項
- 五 統計及調査ニ関スル事項
- 六 議員選挙ニ関スル事項
- 七 教育ニ関スル事項
- 八 神社及宗教ニ関スル事項
- 九 町会及隣組ニ関スル事項
- 十 貯蓄奨励ニ関スル事項
- 十一 国民運動ニ関スル事項
- 十二 他課ニ属セザル事項

財務課

- 一 予算ニ関スル事項
- 二 会計及用度ニ関スル事項
- 三 所有財産及営造物ニ関スル事項
- 四 税及税外収入ニ関スル事項

民生課

- 一 援護、救護、扶助及保護ニ関スル事項
- 二 体力増強及管理ニ関スル事項
- 三 拓殖民ニ関スル事項
- 四 保健衛生ニ関スル事項
- 五 清掃ニ関スル事項

六 防疫ニ関スル事項

經濟課

- 一 商工農及水産ニ関スル事項
- 二 企業許可及企業整備ニ関スル事項
- 三 物資ノ配給ニ関スル事項
- 四 度量衡ニ関スル事項
- 五 資源回収ニ関スル事項

戸籍課

- 一 戸籍及寄留ニ関スル事項
- 二 身分、印鑑、恩給及扶助料ノ証明ニ関スル事項
- 三 埋火葬ニ関スル事項

土木課

- 一 疎開ニ関スル事項
- 二 建築ニ関スル事項
- 三 住宅ニ関スル事項
- 四 土木ニ関スル事項

第十一条 各係ノ掌理事項ノ概目左ノ如シ

総務課

総務係

- 一 官印及所印ノ管守ニ関スル事項
- 二 職員ノ身分及進退ニ関スル事項
- 三 褒賞ニ関スル事項
- 四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項
- 五 統計及調査ニ関スル事項
- 六 官報及公報ノ報告ニ関スル事項
- 七 各種選挙及調査ニ関スル事項
- 八 支所出張所ニ関スル事項
- 九 宿直ニ関スル事項
- 十 他ノ課、係ニ属セザル事項

振興係

- 一 町会及隣組ニ関スル事項
- 二 貯蓄奨励ニ関スル事項
- 三 国民運動ニ関スル事項

教育係

- 一 神社及宗教ニ関スル事項
- 二 教育ニ関スル事項

財務課

會計係

- 一 予算ニ関スル事項
- 二 国費及都費ノ会計ニ関スル事項
- 三 決算ニ関スル事項
- 四 所有財産及営造物ニ関スル事項
- 五 支金庫ニ関スル事項
- 六 現金、有価証券及担保物ノ出納、保管ニ関スル  
事項
- 七 物品ノ調達其ノ他契約ニ関スル事項
- 八 庁中取締ニ関スル事項
- 九 他ノ係ニ属セザル事項

稅務係

- 一 稅及稅外收入ニ関スル事項
- 二 納稅施設ニ関スル事項

民生課

厚生係

- 一 救護（医療救護ヲ除ク）扶助及保護ニ関スル事  
項
- 二 精神病者及行旅病死亡人ニ関スル事項
- 三 少年教護、児童虐待防止其ノ他厚生事業ニ関ス  
ル事項
- 四 方面委員ニ関スル事項
- 五 興生事業ニ関スル事項
- 六 体力増強及管理ニ関スル事項
- 七 拓殖民ニ関スル事項
- 八 他ノ係ニ属セザル事項

援護係

- 一 軍人遺族及傷痍軍人ノ援護ニ関スル事項
- 二 復員者ノ生業援護ニ関スル事項

衛生係

- 一 区民（支所）ノ健康増進、清掃、防疫其ノ他保  
健衛生ニ関スル事項
- 二 医療救護ニ関スル事項
- 三 保健所ニ関スル事項

經濟課

産業係

- 一 商、工、農及水産ニ関スル事項
- 二 企業許可及企業整備ニ関スル事項
- 三 度量衡ニ関スル事項
- 四 資源回収ニ関スル事項
- 五 空閑地利用其ノ他増産奨励ニ関スル事項
- 六 家庭用品ノ更正利用ニ関スル事項
- 七 他ノ係ニ属セザル事項

食料係

- 一 食料品ノ配給ニ関スル事項
- 二 食料品配給機関ノ指導監督ニ関スル事項

生活物資係

- 一 生活物資（食料品ヲ除ク）ノ配給ニ関スル事項
- 二 生活物資（食料品ヲ除ク）配給機関ノ指導監督ニ関スル事項

戸籍課

本籍係

- 一 本籍ニ関スル事項
- 二 他ノ係ニ属セザル事項

寄留係

- 一 寄留ニ関スル事項
- 二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 三 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項

土木課

管理係

- 一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園等ノ管理ニ関スル事項
- 二 道路、水面、共同物揚場（港域内ノモノヲ除ク）等ノ占用使用ニ関スル事項
- 三 他ノ係ニ属セザル事項

土木係

- 一 道路、橋梁、河川、溝渠、排水場及公園等ノ維持、修繕工事ニ関スル事項

建築係

- 一 建築ニ関スル事項

- 二 住宅ニ関スル事項
- 三 地代家賃統制令及貸家組合法ノ施行ニ関スル事項
- 四 庁舎ノ営繕ニ関スル事項

昭和20年10月29日  
東京都訓令甲第143号  
東京都区役所処務規程中改正

第一条第一項中「振興係」ノ次ニ「選挙調査係」ヲ加ヘ「教育係」ヲ削ル

同条中経済課ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ戸籍課ノ項ヲ削ル  
教育戸籍課

教育係  
戸籍係

第八条中総務課事務分掌第八号及第九号ヲ削リ第十号ヲ第八号トシ以下順次繰上ゲ経済課事務分掌第二号中「及企業整備」ヲ削ル

同条中経済課事務分掌ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ戸籍課事務分掌ノ項ヲ削ル

教育戸籍課

- 一 教育ニ関スル事項
- 二 神社及宗教ニ関スル事項
- 三 戸籍ニ関スル事項
- 四 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 五 身分印鑑恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項

第九条中総務課総務係掌理事項第五号、第六号及第八号ヲ削リ第七号ヲ第五号トシ第九号ヲ第六号トシ以下順次繰上ゲ同課振興係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ教育係掌理事項ノ項ヲ削ル

選挙調査係

- 一 各種選挙及調査ニ関スル事項
- 二 官報及公報ニ関スル事項
- 三 統計及調査ニ関スル事項

同条中経済課産業係掌理事項第二号中「及企業整備」ヲ削リ各係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ戸籍課各係掌理事

項ノ項ヲ削ル

教育戸籍課

教育係

- 一 教育ニ関スル事項
- 二 神社及宗教ニ関スル事項
- 三 他ノ係ニ属セザル事項

戸籍係

- 一 戸籍ニ関スル事項
- 二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 三 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項

昭和20年10月29日

東京都訓令甲第144号

東京都区役所支所規程中改正

第三条第一項中「振興係」ノ次ニ「選挙調査係」ヲ加ヘ「教育係」ヲ削ル

同条中経済課ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ戸籍課ノ項ヲ削ル

教育戸籍課

教育係

戸籍係

第十条中総務課事務分掌第七号及第八号ヲ削リ第九号ヲ第七号トシ以下順次繰上ゲ経済課事務分掌第二号中「及企業整備」ヲ削ル

同条中経済課事務分掌ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ戸籍課事務分掌ノ項ヲ削ル

教育戸籍課

- 一 教育ニ関スル事項
- 二 神社及宗教ニ関スル事項
- 三 戸籍ニ関スル事項
- 四 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 五 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項

第十一条中総務課総務係掌理事項第五号乃至第七号ヲ削リ第八号ヲ第五号トシ以下順次繰上ゲ同課振興係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ教育係掌理事項ノ項ヲ削ル



選挙調査係

- 一 各種選挙及調査ニ関スル事項
- 二 官報及公報ノ報告ニ関スル事項
- 三 統計及調査ニ関スル事項

同条中経済課産業係掌理事項第二号中「及企画整備」ヲ削リ各係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ戸籍課各係掌理事項ノ項ヲ削ル

教育戸籍課

教育係

- 一 教育ニ関スル事項
- 二 神社及宗教ニ関スル事項
- 三 他ノ係ニ属セザル事項

戸籍係

- 一 戸籍ニ関スル事項
- 二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 三 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項

昭和21年3月30日

東京都訓令甲第56号

東京都区役所処務規程中改正

第一条 総務課ノ部中「総務係」ノ次ニ「会計係」ヲ加ヘ同課ノ部ノ次ニ左ノ如ク加ヘ財務課ノ部ヲ削ル

税務課

国税係

都税係

同条中民生課ノ部ヲ左ノ如ク改ム

民生課

社会係

衛生係

戸籍係

同条中同課ノ部ノ次ニ左ノ如ク加ヘ教育戸籍課ノ部ヲ削ル

教育課

学事係

社会教育係

第八条中 総務課事務分掌第十号ノ次ニ左ノ如ク加ヘ第十一号ヲ第十四号トス

十一 予算ニ関スル事項

十二 会計及用度ニ関スル事項

十三 区有財産及営造物ニ関スル事項

同条中 総務課事務分掌ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ財務課事務分掌ノ項ヲ削ル

税務課

一 国税及都税ノ徴収ニ関スル事項

二 税外収入ニ関スル事項

三 租税滞納処分ニ関スル事項

同条中 民生課事務分掌第四号ヲ削リ第五号ヲ第四号トシ以下一号宛順次繰上ゲ第六号ノ次ニ左ノ如ク加フ

七 戸籍ニ関スル事項

八 身分印鑑恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項

九 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

同条中 民生課事務分掌ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

教育課

一 国民学校、国民夜学校、青年学校及幼稚園ニ関スル事項

二 国民学校、青年学校及幼稚園ノ営繕ニ関スル事項

三 宗教ニ関スル事項

四 社会教化団体ニ関スル事項

五 其ノ他教育及文化ニ関スル事項

同条中 経済課事務分掌ノ第三号以下ヲ順次一号繰下ゲ第二号ノ次ニ左ノ如ク加ヘ教育戸籍課ノ部ヲ削ル

三 拓殖民ニ関スル事項

第九条中 総務課振興係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

会計係

一 予算及決算ニ関スル事項

二 会計及用度ニ関スル事項

三 区有財産及営造物ニ関スル事項

四 区金庫ニ関スル事項

五 現金有価証券及担保物ノ出納保管ニ関スル事項

六 庁中取締ニ関スル事項

同条中 総務課各係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ財務課

各係掌理事項ノ項ヲ削ル

稅務課

國稅係

- 一 國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
- 二 國費稅外收入ニ關スル事項
- 三 國稅ノ滞納処分ニ關スル事項
- 四 他ノ係ニ屬セザル事項

都稅係

- 一 都稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
- 二 都費區費稅外收入ニ關スル事項
- 三 都稅ノ滞納処分ニ關スル事項
- 四 納稅施設ニ關スル事項

同条中「厚生係」ヲ「社会係」ニ改メ同係掌理事項中「七  
拓殖民ニ關スル事項」ヲ「七 軍人遺族、復員者並ニ同胞  
引揚者ノ生業援護ニ關スル事項」ニ改メ援護係掌理事項ノ  
項ヲ削リ衛生係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

戶籍係

- 一 戶籍ニ關スル事項
- 二 埋火葬ノ認可ニ關スル事項
- 三 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ關スル事項

同条中民生課各係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

教育課

學事係

- 一 國民學校、國民夜學校、青年學校及幼稚園ニ關  
スル事項
- 二 國民學校、青年學校、幼稚園ノ營繕ニ關スル事  
項
- 三 教育一般ニ關スル事項
- 四 他係ニ屬セザル事項

社会教育係

- 一 教化団体ニ關スル事項
- 二 社会教育ニ關スル事項
- 三 宗教及文化ニ關スル事項

同条經濟課産業係ノ掌理事項第六号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ  
第七号ヲ第八号トシ以下順次繰下グ

七 拓殖民ニ關スル事項

昭和 21 年 3 月 30 日  
東京都訓令甲第 57 号  
東京都区役所支所規程中改正

第三条中総務課ノ部「総務係」ノ次ニ「会計係」ヲ加ヘ同  
部ノ次ニ左ノ如ク加ヘ財務課ノ部ヲ削ル

税務課  
    国税係  
    都税係

同条中民生課ノ部ヲ左ノ如ク改ム

民生課  
    社会係  
    衛生係  
    戸籍係

同条中同課ノ部ノ次ニ左ノ如ク加ヘ教育戸籍課ノ部ヲ削ル  
教育課

    学事係  
    社会教育係

第十条総務課事務分掌第十号ノ次ニ左ノ如ク加ヘ第十一号  
ヲ第十三号トシ以下順次繰下グ

十一 予算ニ関スル事項  
十二 会計及用度ニ関スル事項

同条中総務課事務分掌ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ財務課事務  
分掌ノ項ヲ削ル

税務課  
    一 国税及都税ノ徴収ニ関スル事項  
    二 税外収入ニ関スル事項  
    三 租税滞納処分ニ関スル事項

同条中民生課事務分掌第三号ヲ削リ第四号ヲ第三号トシ以  
下順次繰上ゲ第六号ノ次ニ左ノ如ク加フ

七 戸籍ニ関スル事項  
八 身分、印鑑、恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項  
九 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

同条中同課事務分掌ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

教育課

一 国民学校、国民夜学校、青年学校及幼稚園ニ関スル事項

二 宗教ニ関スル事項

三 社会教化団体ニ関スル事項

四 其ノ他教育及文化ニ関スル事項

同条中経済課事務分掌第三号以下ヲ順次一号宛繰下ゲ第二号ノ次ニ左ノ如ク加ヘ教育戸籍課ノ部ヲ削ル

三 拓殖民ニ関スル事項

第十一条 総務課振興係掌理事項ノ次ニ左ノ如ク加フ

会計係

一 予算及決算ニ関スル事項

二 会計及用度ニ関スル事項

三 現金有価証券及担保物ノ出納保管ニ関スル事項

四 庁中取締ニ関スル事項

同条中同課各係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

税務課

国税係

一 国税ノ賦課徴収ニ関スル事項

二 国費税外収入ニ関スル事項

三 国税滞納処分ニ関スル事項

四 他ノ係ニ属セザル事項

都税係

一 都税ノ賦課徴収ニ関スル事項

二 都費区費税外収入ニ関スル事項

三 都税ノ滞納処分ニ関スル事項

四 納税施設ニ関スル事項

同条中「厚生係」ヲ「社会係」ニ改メ社会係掌理事項第七号ヲ「軍人遺族、復員者並ニ同胞引揚者ノ生業援護ニ関スル事項」ニ改メ援護係掌理事項ノ項ヲ削リ衛生係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

戸籍係

一 戸籍ニ関スル事項

二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項

三 身分印鑑恩給及扶助料等ノ証明ニ関スル事項

同条中民生課各係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

教育課

学事係

一 国民学校、国民夜学校、青年学校及幼稚園ニ関スル事項

二 他ノ係ニ属セザル事項

社会教育係

一 教化団体ニ関スル事項

二 社会教育ニ関スル事項

三 宗教及文化ニ関スル事項

同条 経済課産業係掌理事項ノ項第六号ノ次ニ左ノ如ク加ヘ第七号ヲ第八号トス

七 拓殖民ニ関スル事項

昭和 21 年 5 月 9 日

東京都訓令 甲第 107 号

東京都区役所処務規程及び東京都区役所支所規程中改正

第一条 東京都区役所処務規程中左の通り改正する。

第八条 中民生課事務分掌第五号を削り、第六号を第五号とし以下順次繰上げる。

第九条 中税務課国税係掌理事項を左のやうに改める。

一 国税ノ徴収ニ関スル事項

二 他ノ係ニ属セザル事項

同条 中民生課衛生係掌理事項第一号中「清掃」を削る。

第二条 東京都区役所支所規程中左の通り改正する。

第十条 中民生課事務分掌第五号を削り、第六号を第五号とし以下順次繰り上げる。

第十一条 税務課国税係掌理事項を左のやうに改める。

一 国税ノ徴収ニ関スル事項

二 他ノ係ニ属セザル事項

同条 中民生課衛生係掌理事項第一号中「清掃」を削る。

昭和 21 年 6 月 19 日

東京都訓令 甲第 143 号

東京都区役所処務規程及び東京都区役所支所規程中改正

第一条 東京都区役所処務規程の一部を次のやうに改正す

る。

第一条第一項民生課の部中「衛生係」を削り、同課の部の次に左のやうに加へる。

衛生課

衛生係

防疫係

第八条中民生課事務分掌事項第二号を次のやうに改め、第三号乃至第六号を削り、第七号を第三号とし、以下順次繰上げる。

二 援護ニ関スル事項

同条中民生課の部の次に左のやうに加へる。

衛生課

一 健康増進及体力管理ニ関スル事項

二 保健衛生ニ関スル事項

三 医務及薬務ニ関スル事項

四 防疫ニ関スル事項

第九条中民生課社会係掌理事項第一号中「(医療救護ヲ除ク)」及び第五号並びに第六号を削り、第七号を次のやうに改め、第八号を第六号とする。

五 同胞援護ニ関スル事項

同条中同課衛生係の項を削り、戸籍係の掌理事項の次に左のやうに加へる。

衛生課

衛生係

一 区民ノ健康増進及体力管理ニ関スル事項

二 保険及衛生ニ関スル事項

三 医務及薬務ニ関スル事項

四 疾病予防ニ関スル事項

五 監察医務ニ関スル事項

六 保健所ニ関スル事項

七 他ノ係ニ属セザル事項

防疫係

一 伝染病予防ニ関スル事項

二 鼠族昆虫等ノ駆除ニ関スル事項

三 其ノ他防疫ニ関スル事項

第二条 東京都区役所支所規程の一部を次のやうに改正す

る。

第三条第一項民生課の部中「衛生係」を削り、同課の部の次に左のやうに加へる。

衛生課

衛生係

防疫係

第十条中民生課事務分掌第二号を次のやうに改め、第三号乃至第六号を削り、第七号を第三号とし以下順次繰上げる。

二 援護ニ関スル事項

同条中民生課の部の次に左のやうに加へる。

衛生課

一 健康増進及体力管理ニ関スル事項

二 保健衛生ニ関スル事項

三 医務及薬務ニ関スル事項

四 防疫ニ関スル事項

第十一条中民生課社会係掌理事項第一号中「(医療救護ヲ除ク)」及び第五号並びに第六号を削り、第七号を次のやうに改め、第八号を第六号とする。

五 同胞援護ニ関スル事項

同条中同課衛生係の項を削り、戸籍係の掌理事項の次に左のやうに加へる。

衛生課

衛生係

一 区民ノ健康増進及体力管理ニ関スル事項

二 保健及衛生ニ関スル事項

三 医務及薬務ニ関スル事項

四 疾病予防ニ関スル事項

五 監察医務ニ関スル事項

六 保健所ニ関スル事項

七 他ノ係ニ属セザル事項

防疫係

一 伝染病予防ニ関スル事項

二 鼠族昆虫等ノ駆除ニ関スル事項

三 其ノ他防疫ニ関スル事項



昭和 21 年 8 月 1 日

東京都訓令甲第 178 号

東京都区役所処務規程及び東京都区役所支所規程中改正

第一条 東京都区役所処務規程の一部を、次のやうに改正する。

第九条中衛生課衛生係掌理事項第六号を次のやうに改める。

六 保健所ノ事業ニ関連スル事項

第二条 東京都区役所支所規程の一部を、次のやうに改正する。

第十一条中衛生課衛生係掌理事項第六号を次のやうに改める。

六 保健所ノ事業ニ関連スル事項

## 補遺 区役所派出所処務規程・区役所支所出張所規程

---

---

### 沿革

昭和7年10月1日(東京市訓令甲第52号)  
昭和15年5月13日(東京市訓令甲第48号)  
昭和15年10月5日(東京市訓令甲第122号)  
昭和17年4月1日(東京市訓令甲第21号)  
昭和18年7月1日(東京都訓令甲第17号)  
昭和19年4月27日(東京都訓令甲第93号)  
昭和20年9月25日(東京都訓令甲第125号)  
昭和20年10月29日(東京都訓令甲第145号)  
昭和21年3月30日(東京都訓令甲第58号)

---

---

### 昭和7年10月1日(東京市訓令甲第52号)

区役所派出所処務規程を定める。

#### 区役所派出所処務規程

第一条 区役所派出所ニ区主事、区書記、雇員其ノ他ノ職員ヲ置ク但シ区主事ハ之ヲ置カサルコトアルヘシ

第二条 所長ハ区主事又ハ区書記ヲ以テ之ニ充テ区長ノ申請ニ依リ市長之ヲ命ス区長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所属職員ヲ指揮監督ス

第三条 派出所ニ左ノ係ヲ置ク

庶務係

戸籍係

衛生係

係ニ主任ヲ置キ区長之ヲ命ス

第四条 各係事務分掌ノ概目左ノ如シ

庶務係

一 職印ノ管守ニ関スル事項

- 一 文書ノ受理、取次、発送ニ関スル事項
- 一 恤救及精神病者看護ニ関スル事項
- 一 災害及漂流物ニ関スル事項
- 一 各町会ノ連絡ニ関スル事項
- 一 船車ノ鑑札烙印ニ関スル事項
- 一 納税ニ関スル事項
- 一 庁中取締ニ関スル事項
- 一 宿直ニ関スル事項
- 一 区役所事務ノ斡旋ニ関スル事項
- 一 他ノ係ニ属セサル事項

#### 戸籍係

- 一 戸籍ニ関スル事項
- 一 埋葬認可ニ関スル事項
- 一 印鑑ニ関スル事項
- 一 寄留ニ関スル事項

#### 衛生係

- 一 伝染病予防及消毒ニ関スル事項
- 一 清潔方法施行ニ関スル事項
- 一 汚物掃除ニ関スル事項
- 一 衛生組合ノ連絡ニ関スル事項

第五条 区長ハ市長ノ承認ヲ承ケ前条以外ニ必要ナル事項ヲ加ヘ又ハ係若ハ事項ノ一部ヲ削除スルコトヲ得

第六条 前各条ノ外区役所処務規程ヲ準用ス

### 昭和15年5月13日(東京市訓令甲第48号)

区役所派出所処務規程中改正

第三条中「衛生係」ヲ「厚生係」ニ改ム

第四条中庶務係事務分掌中「一恤救及精神病者監護ニ関スル事項」ヲ削リ「衛生係」以下ヲ左ノ如ク改ム

#### 厚生係

- 一 恤救及精神病者監護ニ関スル事項
- 一 伝染病予防及消毒ニ関スル事項
- 一 軍事援護相談ニ関スル事項

## 昭和15年10月5日(東京市訓令甲第122号)

区役所処派出所処務規程中改正

「区役所派出所処務規程」ヲ「東京市区役所派出所処務規程」ニ改ム  
第四条庶務係事務分掌概目中「一 船車ノ鑑札烙印ニ関スル事項」ヲ「一 舟、車及  
犬ノ鑑札ニ関スル事項」ニ改ム  
第六条中「区役所」ノ上ニ「東京市」ヲ加フ

## 昭和17年4月1日(東京市訓令甲第21号)

東京市区役所派出所処務規程中改正

第四条中庶務係事務分掌「一 各町会ノ連絡ニ関スル事項」ノ次ニ「一 学齡児童及  
青年学校義務就学者ノ就学ニ関スル事項」及「一 日用品ノ配給ニ関スル事項」ヲ加  
フ

同条中戸籍係事務分掌ニ「一 兵事ニ関スル願届出ノ受理、通達文書ノ交付及兵籍ノ  
異動ニ関スル事項」及「一 各種選挙資格及陪審員候補者資格ノ調査ニ関スル事項」  
ヲ加フ

同条中厚生係事務分掌ヲ左ノ如ク改ム

厚生係

- 一 軍事扶助、軍事援護相談其ノ他軍事援護ニ関スル事項
- 一 恤救及精神病者監護ニ関スル事項
- 一 少年救護法及児童虐待防止ニ関スル事項
- 一 移住民ニ関スル事項
- 一 伝染病ノ予防及消毒並ニ結核ノ予防ニ関スル事項
- 一 種痘ニ関スル事項
- 一 国民体力管理及体位向上ニ関スル事項

## 昭和18年7月1日(東京都訓令甲第17号)

東京都区役所派出所処務規程制定

東京都区役所派出所処務規程

第一条 東京都区役所派出所ニ左ノ職員ヲ置ク  
所長  
主事

## 主事補

前項ノ外必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第二条 所長ハ主事ヲ以テ之ニ充ツ区长之ヲ命ス所長ハ区长ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ

所属職員ヲ指揮監督ス

職員ハ所長ノ指揮ヲ承ケ所務ニ従事ス

第三条 派出所ニ左ノ係ヲ置キ各係ニ係長ヲ置ク

庶務係

戸籍係

厚生係

係長ハ区长之ヲ命免ス

第四条 各係事務分掌ノ概目左ノ如シ

庶務係

- 一 職印ノ管守ニ関スル事項
- 二 文書ノ受理、取次及発送ニ関スル事項
- 三 災害及漂流物ニ関スル事項
- 四 各町会ノ連絡ニ関スル事項
- 五 学齡児童及青年学校義務就学者ノ就学ニ関スル事項
- 六 日用品ノ配給ニ関スル事項
- 七 船、車及犬ノ鑑札ニ関スル事項
- 八 納税ニ関スル事項
- 九 庁中取締ニ関スル事項
- 十 宿直ニ関スル事項
- 十一 区役所事務ノ斡旋ニ関スル事項
- 十二 他ノ係ニ属セサル事項

戸籍係

- 一 戸籍ニ関スル事項
- 二 埋葬認可ニ関スル事項
- 三 印鑑ニ関スル事項
- 四 寄留ニ関スル事項
- 五 兵事ニ関スル願届出ノ受理、通達文書ノ交付及兵籍ノ異動ニ関スル事項
- 六 各種選挙資格及陪審員候補者資格ノ調査ニ関スル事項

厚生係

- 一 軍事扶助、軍事援護相談其ノ他軍事援護ニ関スル事項
- 二 恤救及精神病者監護ニ関スル事項
- 三 少年救護及児童虐待防止ニ関スル事項
- 四 移住民ニ関スル事項

- 五 伝染病ノ予防及消毒並ニ結核ノ予防ニ関スル事項
  - 六 種痘ニ関スル事項
  - 七 国民体力管理及体力増強ニ関スル事項
- 第五条 区長ハ都次長ノ承認ヲ承ケ係又ハ其ノ分掌事項ヲ変更スルコトヲ得
- 第六条 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外東京都区役所処務規程ヲ準用ス

**昭和19年4月27日(東京都訓令甲第93号)**

東京都区役所派出所処務規程を東京都区役所支所出張所規程と改める。

東京都区役所支所出張所規程

第一条 区長又ハ支所長ノ事務ヲ分掌セシムル為区役所又ハ支所出張所ヲ置クコトヲ得

其ノ位置、名称及管轄区域ハ別ニ之ヲ定ム

第二条 出張所ニ左ノ職員ヲ置ク

主事

属

技手

主事補

産業技手

前項ノ外必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第三条 出張所ニ所長ヲ置キ主事ヲ以テ之ニ充テ区長之ヲ命ズ

所長ハ区長又ハ支所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所属職員ヲ指揮監督ス

第四条 出張所ニ左ノ係ヲ置ク

庶務係

戸籍係

戦時生活係

第五条 各係ニ係長ヲ置キ区長又ハ支所長之ヲ命ス

係長ハ所長ノ命ヲ承ケ係ノ事務ヲ分掌ス

第六条 所長不在ノトキハ庶務係長其ノ事務ヲ代決ス

第七条 各係ノ事務分掌ノ概目左ノ如シ

庶務係

- 一 職印ノ管守及文書ノ受理、発送ニ関スル事項
- 二 雇傭員ノ身分及進退ニ関スル事項
- 三 選挙人名簿ノ調製及各種統計、調査ニ関スル事項
- 四 町会及隣組ノ指導監督ニ関スル事項

- 五 貯蓄奨励及国債、戦時債権ノ消化促進ニ関スル事項
- 六 神社及宗教ニ関スル事項
- 七 学齡簿及就学奨励ニ関スル事項
- 八 船、犬及自転車ノ鑑札並ニ納税ニ関スル事項
- 九 災害及漂流物ニ関スル事項
- 十 疎開ノ相談及奨励金交付ニ関スル事項
- 十一 空家届及建築物ノ利用統制ニ関スル事項
- 十二 防空資材ノ配給及防空設備資材ノ整備ニ関スル事項
- 十三 宿直ニ関スル事項
- 十四 区役所、支所事務ノ連絡斡旋ニ関スル事項
- 十五 他ノ係ニ属セサル事項

#### 戸籍係

- 一 戸籍及寄留ニ関スル事項
- 二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 三 印鑑ニ関スル事項
- 四 改氏名ニ関スル事項
- 五 兵事ニ関スル届出ノ受理、通達文書ノ交付及兵籍ノ異動ニ関スル事項
- 六 陪審員候補者資格ノ調査ニ関スル事項

#### 戦時生活係

- 一 物資ノ配給ニ関スル事項
- 二 衣料切符ニ関スル事項
- 三 空閑地利用奨励其ノ他増産奨励ニ関スル事項
- 四 応召中小商工業者生業援護ノ連絡ニ関スル事項
- 五 軍事扶助、軍事援護相談其ノ他軍事援護ニ関スル事項
- 六 国民徴用扶助並ニ援護ニ関スル事項
- 七 恤救及精神病者監護ニ関スル事項
- 八 少年救護及児童虐待防止ニ関スル事項
- 九 拓殖民ニ関スル事項
- 十 伝染病ノ予防及消毒並ニ結核ノ予防ニ関スル事項
- 十一 種痘ニ関スル事項
- 十二 国民体力管理及体力増強ニ関スル事項
- 十三 妊産婦手帳ニ関スル事項

第八条 所長ハ区長又ハ支所長ノ承認ヲ受ケ係又ハ其ノ分掌事務ヲ変更スルコトヲ得

第九条 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外東京都区役所処務規程ヲ準用ス

## 昭和20年9月25日(東京都訓令甲第125号)

区役所支所出張所規程中改正

第四条中「戸籍係」ノ次ニ「民生係」ヲ加ヘ「戦時生活係」ヲ削ル

第七条中庶務係事務分掌第五号ヲ左ノ如ク改メ第十号乃至第十二号ヲ削リ第十三号ヲ第十号トシ以下三号宛繰上グ

五 貯蓄奨励及国債債権ノ消化促進ニ関スル事項

同条中戸籍係掌理事項第五号ヲ削リ第六号ヲ第五号トシ同係掌理事項ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ戦時生活係掌理事項ノ項ヲ削ル

民生係

- 一 物資ノ配給ニ関スル事項
- 二 空閑地利用奨励其ノ他増産奨励ニ関スル事項
- 三 援護、救護、扶助及保護ニ関スル事項
- 四 精神病者及行旅病死亡人ニ関スル事項
- 五 少年救護及児童虐待防止ニ関スル事項
- 六 拓殖民ニ関スル事項
- 七 保健、衛生ニ関スル事項
- 八 体力増強及管理ニ関スル事項

## 昭和20年10月29日(東京都訓令甲第145号)

東京都区役所支所出張所規程中改正

第四条中「庶務係」ノ次ニ「教育戸籍係」ヲ加ヘ「戸籍係」ヲ削ル

第七条中庶務係事務分掌中第七号ヲ削リ第八号ヲ第七号トシ以下順次繰上グ

同条中庶務係事務分掌ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ戸籍係事務分掌ノ項ヲ削ル

教育戸籍係

- 一 学齡簿及就学奨励ニ関スル事項
- 二 戸籍ニ関スル事項
- 三 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 四 印鑑ニ関スル事項
- 五 改氏名ニ関スル事項
- 六 陪審員候補者資格ノ調査ニ関スル事項



**昭和21年3月30日(東京都訓令甲第58号)**

東京都区役所支所出張所規程中改正

第四条中「庶務係」ノ次ニ「戸籍係」ヲ加ヘ「教育戸籍係」ヲ削ル

第七条中庶務係事務分掌第六号ノ次ニ左ノ如ク加ヘ第七号ヲ第八号トシ以下順次繰下  
グ

七 学齡簿及就学奨励ニ関スル事項

同条中庶務係事務分掌ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ教育戸籍係事務分掌ノ項ヲ削ル

戸籍係

- 一 戸籍ニ関スル事項
- 二 埋火葬ノ認可ニ関スル事項
- 三 印鑑ニ関スル事項
- 四 改名ニ関スル事項
- 五 陪審員候補者資格調査ニ関スル事項